

No. **160**

2023. 夏号

行政書士 NAGANO

題字：長野県知事 阿部 守一 氏筆

長野県行政書士会会報



川上村のレタス畑



長野県行政書士会

行政書士倫理綱領

行政書士は、国民と行政とのきずなとして、国民の生活向上と社会の繁栄進歩に貢献することを使命とする。

- 1 行政書士は、使命に徹し、名誉を守り、国民の信頼に応える。
- 2 行政書士は、国民の権利を擁護するとともに義務の履行に寄与する。
- 3 行政書士は、法令会則を守り、業務に精通し、公正誠実に職務を行う。
- 4 行政書士は、人格を磨き、良識と教養の陶冶を心がける。
- 5 行政書士は、相互の融和をはかり、信義に反してはならない。

〔表紙〕 川上村のレタス畑

千曲川源流の里である南佐久郡川上村は、標高1,000 m以上の高原にあり、昼夜の温度差は高原野菜の栽培に適しています。

「野菜王国」とも呼ばれる川上村は、日本一のレタスの産地として広く知られています。

レタスの収穫作業は深夜から始まり、気温が上がらない早朝のうちに収穫し、すぐに箱詰めされ、文字どおり「朝採りレタス」として日本各地に出荷されます。

(写真提供：長野県農政部)



目 次

会長就任あいさつ	2
定時総会開催報告	4
令和5・6年度各部等担当者	9
日行連総会	13
業務資料	14
お知らせ	33
会議報告	42
長野県行政書士政治連盟のページ	46
会員の動き	48
編集後記	48

ごあいさつ



長野県行政書士会
会長 和田 英幸

このたび、長野県行政書士会会長に就任いたしました和田英幸です。私は、千曲市に事務所を開業し35年目を迎えます。以来、建設業、産業廃棄物処理業、風俗営業、農地転用、車庫証明、国際業務、相続、法人設立など行政書士業務全般にわたり業務をこなしてきました。今後は会長として行政書士制度の発展と行政書士の地位向上に最善の努力をしたいと考えています。そのためにまず取り組まなければならないのは、DXの推進、役員の負担軽減、事務局体制の強化と整備です。この3点はともに関係しており、ウィズ・コロナの変革の時代に向けて本会が効率的で効果的な会運営をしていくことが重要と考えています。

DXの推進

政府は、「デジタル田園都市構想」を地方創生の柱として打ち出し、地方からデジタルの実践を進め、新たな変革を起こし、地方と都市の差を縮めていくことを目的にデジタル化政策を進めています。こうしたデジタル社会実現の基盤となるマイナンバーカードの交付率を上げるため本会は日行連を通じて国からの業務委託を受けました。

こうした、いわゆるインフラ整備を通じて国は全国にデジタル化を進めようとしています。国も地方も許認可申請は電子申請の時代に突入しました。もはやデジタル待ったなしの時代であり行政書士は国民に先駆けてデジタル化に対応していかなければなりません。

DXは単なるIT化ではありません。IT化はインターネットやデジタル機器により業務の効率化を図ることを意味しますが、DXは社会や組織を変革することを意味します。本会はこれまでデジタル化に対応してきましたが、更に、この先DXを推進する必要があります。

そのために、本会のこれまでの事務や事業について検証をし、積極的なデジタル化の推進と組織の見直しを行いDXの推進をします。当然、それに伴い順次、会則、規程等の改正をいたします。

役員の負担軽減

本会は活発な業務拡大や様々な活動により行政書士の知名度や地位向上が徐々に図られてきたと感じております。しかし、こうした背景と裏腹に本会並びに支部の理事、部員等においては貴重な時間と労力を消費し、本来業務である自身の事務所経営を圧迫することにもつながり会を運営する役員の負担感が増大しています。

また、長野県内は広く、県南の飯田市から長野市に所在する本会会館までは160kmを越える距離があり、こうした遠距離にある役員が高速道を使って長野市まで2時間30分以上かけて出かけて来るには時間・経費・労力など多くの負担感があります。負担を軽減するために総合的な観点から検討の場を設けます。またズームを使用したオンライン会議やメール等による簡易な意思決定を推進していきます。

事務局体制の強化と整備

近年、本会は行政書士会の制度充実、ADRセンター運営、コスモス成年後見サポートセンター支援などの社会貢献活動や外国人サポートセンター、建設業関係の公共受託業務などにより、新規業務や新規事業が多くなってきました。また、政治活動についても政権与党のみならず全政党との関係を保つ政治活動も増えてきました。

こうした業務を支える本会事務局の事務量が年々増大していますが事務員の対応能力の高さによりこれまで効率良く的確に事務をこなしています。DXの推進と共にこうした能力評価をしつつ事務局体制の更なる効率化と勤務評価も考えていく必要があります。

我々、行政書士が自身の事務所業務に専念し、その上で会の運営を進めていく背景には任せられる事務局体制の存在が不可欠です。また、事務局員が働きやすい職場としてハラスメントやストレスのない環境や危機管理体制を整えることも重要な時代になっています。

事務局が行政書士会員のパートナーとしてお互いの信頼関係が更に築けるよう態勢を整えていきます。

最後に、ここ数年のコロナ禍により会員間の交流が滞っています。ウィズ・コロナにおいて適切な対応で会員間の交流を進め、行政書士一人ひとりが同業の事業主であり、仲間として共に考え共に歩める長野会にしていきたいと考えています。

以上、申し上げます、会長就任のあいさつといたします。

どうぞよろしく願いいたします。

定時総会開催報告

令和5年度定時総会が5月26日（金）午後1時より、長野市のホテル国際21で開催されましたのでご報告いたします。

1 司 会 三浦総務副部長

2 正副議長 議長 小口 敬子代議員（諏訪支部）
副議長 東谷 龍也代議員（南信支部）

3 議事録署名人 藤澤楨佑代議員（北信支部）、良川泰章代議員（北信支部）

4 議案審議

第1号議案 令和4年度事業報告 賛成多数により可決承認されました。
第2号議案 令和4年度決算報告 賛成多数により可決承認されました。
第3号議案 令和5年度事業計画（案） 賛成多数により可決承認されました。
第4号議案 令和5年度予算（案） 賛成多数により可決承認されました。
第5号議案 綱紀委員の選任 下記の者が選任されました。（敬称略）
東信支部 木内 和政 諏訪支部 坂本 勇喜
南信支部 宮嶋 良光 中信支部 奈良木利邦
北信支部 宮本 徹

第6号議案 役員の選任 下記の者が選任されました。（敬称略）

会 長

北信支部 和田 英幸

北信支部和田英幸会員が立候補し、本会会長選任規則第24条に基づき無投票当選により、和田英幸会員が会長に選任された。

副会長

東信支部 荻原 政吉
諏訪支部 上島 聡
南信支部 二瓶 裕史
中信支部 松島 茂行

理 事

東信支部 渡邊 博昭 土屋 帝
諏訪支部 木村 和彦 五味 直美

南信支部 吉田 靖史 木下 茂
 中信支部 飯塚 肇 小野 清仁 友渕 大 三浦 洋子
 北信支部 鈴木 潤 良川 泰章 涌井 史明 大前進一郎

監 事

諏訪支部 藤森ひろ子
 北信支部 廣瀬 繁



会長あいさつ



ご来賓の皆様



表彰式



受賞者の皆様



議長・副議長



総 会

令和5年度 受賞者御芳名

日本行政書士会連合会関東地方協議会会長表彰状

赤羽 公彦 (南信) 岡田 忠興 (中信) 臼井 清文 (中信)
以上 3名

長野県行政書士会会長表彰状

井出 浩一 (東信) 宮坂 通世 (諏訪) 長崎 政明 (北信)
良川 泰章 (北信)
以上 4名

長野県行政書士会会長感謝状

田嶋 亜弥 (東信) 五味 直美 (諏訪) 東谷 龍也 (南信)
飯塚 肇 (中信) 奈良木 利邦 (中信) 岡田 陽介 (中信)
廣瀬 繁 (北信) 松村 清 (北信) 大前 進一郎 (北信)
以上 9名

※敬称略、()内は、所属支部名

役 員 名 簿

役職名	氏 名	郵便番号	事 務 所	電話番号
会 長	和田 英幸	387-0011	千曲市杭瀬下三丁目 86 番地	026-261-3360
副会長	荻原 政吉	385-0051	佐久市中込 3097 番地 1 ギフトショップ 2 階北号	0267-78-3320
〃	上島 聡	392-0016	諏訪市大字豊田 1531 番地 11	0266-53-9559
〃	二瓶 裕史	396-0014	伊那市狐島 3858 番地 1 信州いな NIHEI ビル 3F	0265-73-6078
〃	松島 茂行	398-0002	大町市大町 5659 番地 9	0261-23-7456
理 事	渡邊 博昭	389-0208	北佐久郡御代田町大字茂沢 379 番地 13	0267-46-1056
〃	土屋 帝	389-0515	東御市常田 613 番地 2 東	0268-62-3479
〃	木村 和彦	394-0081	岡谷市長地権現町 4-3-37 COCODAKARA 内	090-4230-2290
〃	五味 直美	399-0101	諏訪郡富士見町境 12067 番地 686	0266-66-2136
〃	吉田 靖史	399-4117	駒ヶ根市赤穂 8829 番地 1-2F	0265-83-9406
〃	木下 茂	395-0051	飯田市高羽町 2 丁目 5 番地 10-205 号室	0265-22-5603
〃	飯塚 肇	390-0851	松本市大字島内 3688 番地 11	0263-48-6166
〃	小野 清仁	399-0002	松本市芳野 1-3	0263-27-3180
〃	友渕 大	399-0027	松本市寿南 1 丁目 13 番 16 号	0263-88-3371
〃	三浦 洋子	399-0037	松本市村井町西 1 丁目 19 番 44 号	0263-86-8082
〃	鈴木 潤	389-1103	長野市豊野町蟹沢 2857 番地 ステラ 103 号室	026-405-6636
〃	良川 泰章	381-0031	長野市大字西尾張部 288 番地 7	026-243-7276
〃	涌井 史明	381-0201	上高井郡小布施町大字小布施 2166 番地	026-214-3725
〃	大前 進一郎	383-0013	中野市大字中野 1889 番地 7	0269-26-4084
監 事	藤森 ひろ子	392-0022	諏訪市高島四丁目 1637 番地 5	0266-58-6458
〃	廣瀬 繁	389-2253	飯山市大字飯山 2239 番地 1	090-3063-8782

支 部 長 名 簿

支 部 名	支 部 長 名	事 務 所 所 在 地
東信支部	わたなべ ひろあき 渡邊 博昭	〒389-0208 北佐久郡御代田町大字茂沢379番地13 (TEL 0267-46-1056)
諏訪支部	あかはね やすし 赤羽 康志	〒392-0011 諏訪市赤羽根3-30 (TEL 0266-58-9765)
南信支部	きのした しげる 木下 茂	〒395-0051 飯田市高羽町2丁目5番地10-205号室 (TEL 0265-22-5603)
中信支部	おの きよひと 小野 清仁	〒399-0002 松本市芳野1-3 (TEL 0263-27-3180)
北信支部	わだ ひでゆき 和田 英幸	〒387-0011 千曲市杭瀬下三丁目86番地 (TEL 026-261-3360)

支 部 事 務 局

支 部 名	事 務 局 所 在 地
東信支部	〒385-0002 佐久市上平尾582番地3 柳澤事務所内 (TEL 0268-25-8720)
諏訪支部	〒392-0022 諏訪市高島一丁目25番14号 フジビル3F 301 (TEL 0266-57-5503)
南信支部	伊那支所：〒399-4431 伊那市西春近5140-3 (TEL 0265-73-2208)
	飯田支所：〒395-0003 飯田市上郷別府1235番地 久保田事務所内 (TEL 0265-49-4213)
中信支部	〒390-0821 松本市筑摩1丁目20-9 (社会保険労務士加藤事務所1階) (TEL 0263-87-3798)
北信支部	〒380-0836 長野市南県町1009-3 長野県行政書士会館2F (TEL 026-229-6388)

※南信支部…伊那支所長：二瓶 裕史、飯田支所長：木下 茂

支部の名称及び区域

支部の名称	区 域
東 信 支 部	小諸市、佐久市、北佐久郡、南佐久郡 上田市、小県郡、東御市
諏 訪 支 部	岡谷市、諏訪市、茅野市、諏訪郡
南 信 支 部	伊那市、駒ヶ根市、上伊那郡 飯田市、下伊那郡
中 信 支 部	松本市、大町市、塩尻市、東筑摩郡、木曾郡、安曇野市、北安曇郡
北 信 支 部	長野市、須坂市、千曲市、上水内郡、埴科郡、上高井郡 中野市、飯山市、下高井郡、下水内郡

令和5・6年度 各部等担当者（6月29日の合同会議にて）

6月29日、千曲市の「ホテル圓山荘」に令和5・6年度の役員などが集まり「合同会議」が開かれました。「合同会議」に先立ち、理事会が開催され、和田会長から令和5年度の事業方針が示されました。

会議事項では、広報部と業務対策部を一つにする「広報業務対策部」の設置を目的とした会則施行規則の一部改正や、「外国人材受入企業サポートセンター」の規則改正、職務上請求書払い出しに関する運用についてなどが承認され、即日施行されました。

「合同会議」では、会長より各部・委員会の部長等に委嘱書が交付され、正式に新体制が発足しました。今期は各部等を担当する「担当副会長」制度が廃止され、事実上、各部等は1名減の体制になります。各部・委員会の先生方をご紹介します。

和田会長あいさつ



理事会



合同会議



総務部会



各部会・委員会



懇親会



令和5・6年度 各部等担当者（6月29日の合同会議にて）

総務部（4名）



井上
部員
鈴木
部長
和田
会長
平林
副部長
藤井
部員

農林建設部（4名）



奈良
木部員
藤澤
副部長
和田
会長
上島
部長
田嶋
部員

運輸交通部（3名）



竹内
部員
中塚
副部長
和田
会長
良川
部長

国際部（3名）



八幡
部員
三浦
部長
和田
会長
春日
副部長

環境生安部（3名）



和田
部員
金井
副部長
和田
会長
小野
部長

研修部（4名）



涌井
部員
五味
副部長
和田
会長
高木
部長
飯塚
部員

令和5・6年度 各部等担当者（6月29日の合同会議にて）

法務部（4名）



木内部員
和田会長
木下部員
柳澤部長

広報業務対策部（5名）



友測部員
五味部員
柳澤副部長
和田会長
吉田部長
大前部員

ADRセンター（3名）



宮本調停人
柳澤調停人
二瓶センター長
和田会長
渡邊副センター長
深澤運営委員

外国人材受入企業サポートセンター（6名）



西澤部員
吉田部員
三浦副センター長
和田会長
赤羽センター長
春日部員
八幡部員

デジタル推進特別委員会（5名）



小池委員
涌井副委員長
和田会長
岡田委員
大澤委員
土屋委員長

綱紀委員会（5名）



奈良木委員
宮本委員
坂本委員長
木内職務代理者

長野県行政書士会 令和5・6年度各部等担当者名簿

長野県行政書士会

	総務部 (4名)	農林建設部 (4名)	運輸交通部 (3名)	国際部 (3名)	環境生安部 (3名)	研修部 (4名)	法務部 (4名)	広報業務対策部 (5名)	ADRセンター (3名)	外国人材受入 企業サポート センター(6名)	デジタル推進 特別委員会 (5名)	編成委員会 (5名)	監事 (2名)	申請取次 委員会 (4名)	苦情対策 委員会
東	信 井上 夏希	田嶋 亜弥	○中塚 千夏		○金井 剛	◎高木 陽子	◎柳澤 誠 木内 拓郎	◎柳澤 祥子	○渡邊 博昭		◎土屋 帝	□木内 和政			
諏	訪	◎上島 聡				○五味 直美	○木村 和彦	五味 直美		◎赤羽 康志	岡田 賢司	◎坂本 勇喜	藤森ひろ子		
南	信			○春日 博幸			木下 茂	◎吉田 靖史	◎二瓶 裕史	春日 博幸 吉田 靖史	大澤 剛	○宮嶋 良光		春日 博幸	吉田 靖史
中	信 ○平林 節子	奈良木利邦	竹内 則義	◎三浦 洋子 八幡 徳広	◎小野 清仁	飯塚 肇		友測 大	深澤和歌子	○三浦 洋子 八幡 徳広	小池 孝明	奈良木利邦		三浦 洋子 八幡 徳広	
北	信 ◎鈴木 潤 藤井 美喜	○藤澤 徹佑	◎良川 泰章		和田 仁	涌井 史明		大前進一郎		西澤 秀友	○涌井 史明	宮本 徹	廣瀬 繁		鈴木 潤
担当	会長 和田 英幸								会長 和田 英幸					坂本 勇喜	

◎：部長、委員長・センター長
○：副部長、副委員長・副センター長
□：職務代理者

日行連総会

令和5年度日行連定時総会・日政連第43回定期大会が開催されました

副会長 二瓶 裕史

令和5年度日行連定時総会と日政連第43回定期大会が、6月15日、16日の二日間の日程で、東京プリンスホテル（東京都港区）「鳳凰の間」で開催されました。

定時総会開催に先立ち、表彰状授与式が執り行われ、長野会からは赤羽康志会員が総務大臣表彰を受賞されました。松本剛明総務大臣からの式辞も賜り、晴れやかな授与式となりました。赤羽会員、おめでとうございます！



赤羽康志会員

昨年度の事業・決算報告、本年度の事業計画案・予算案に対しては、各单位会の多くの代議員から質問がなされ、執行部の回答も相まって、行政書士会の事業等について理解が深まりました。議案については、決算報告書の数字に誤りがあることが質問により明らかになり、議事が中断するというハプニングもありましたが、すべてにおいて可決承認されました。

今年度の事業計画では、「地域住民や事業者の方々にとって、行政書士が生活圏にいる、事業者の営みに寄り添う、正に身近な良き相談相手として、地域に必要な不可欠で有益な国家資格者としての位置付けを確固たるものにします。」「権利擁護を推進することをもって、“国民の権利利益の実現”に寄与します。」という活動理念のもと、デジタル社会・withコロナ、超高齢化社会、多様性といったキーワードのなかでの行政書士の地位向上等に取り組んでいくとされました。

また、今年度は役員改選の年となり、日行連の会長選挙が行われました。会長選挙には、東京会の常住豊会員、三重会の若林三知会員が立候補をし、それぞれ所信表明を行いました。結果、東京会の常住豊会員が再選されました。

翌朝9時に再開された定時総会では、新役員候補者が発表され、承認されました。



長野会代議員（正副会長）

定時総会の全日程が終了した後、日政連第43回定期大会が開催され、運動経過報告・決算報告、令和5年度の運動方針案・予算案は原案どおり可決承認、政治連盟新役員についても承認されました。

業 務 資 料



5建指第 15 号
令和5年4月11日

長野県行政書士会
会長 山本 準一 様

長野市長 荻原 健司
(建築指導課空き家対策室)

長野市の空き家対策パンフレット及び 老朽危険空き家解体事業補助金のチラシについて (通知)

春暖の候、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素、本市の建築指導行政につきまして格別のご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、本市では、保安面や環境面で周辺住民への影響が大きい空家等の対策により、安全で安心して暮らせる生活環境の保全を図るとともに、適正管理や利活用を促進することで、移住・定住の促進やまちづくり活動の活性化を図ることを目的として、長野市空家等対策計画に基づき、空家等対策を促進しております。

その中で、空き家の発生を抑制するため、所有者等に対し、パンフレットによる情報提供を行い、理解や意識を高める取組を行っております。

また、昨年度から保安面や環境面で周辺住民への影響が大きい空家等の対策として、老朽危険空き家の解体工事に対する補助金上限額を最大120万円に拡大しております。

貴会並びに貴会会員の皆様には、本市のパンフレットや補助制度等をPRしていただき、老朽危険空き家の解体及び安全で安心なまちづくりの推進に、一層の御支援、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

つきましては、別添のとおり、長野市の空き家対策パンフレット及び補助制度チラシを添付いたしますので、本通知とあわせて、貴会会員の皆様へ御周知いただきますようお願い申し上げます。

なお、長野市の空き家対策パンフレット及び補助制度チラシについては、長野市のホームページにも掲載しております。

担当：長野市建設部建築指導課
空き家対策室 西澤
電話：224-8901
FAX：224-5124
Email：shidou@city.nagano.lg.jp

老朽危険 空き家の解体



をお考えの所有者のみなさまへ



令和5年度 長野市老朽危険空き家解体事業補助金



令和4年度から補助金を拡大中！期間限定

対象となる空き家は？

- 市内の1年以上使っていない空き家^{※1}のうち、戸建住宅、併用住宅^{※2}又は長屋建住宅^{※3}のいずれかで、市の事前調査で、老朽危険空き家^{※1}と判定されたもの

※1 空家等対策の推進に関する特別措置法に基づく空家等
※2 延べ面積の半分以上が住宅であるもの
※3 隣の住戸との壁が二重となっている空き住戸部分を含む

対象となる費用は？

- 老朽危険空き家の解体工事^{※1}にかかる費用^{※2}

※1 老朽危険空き家が建つ敷地内の全ての建物、塀、立木等の解体及び撤去並びにそれに伴い発生した材料の運搬及び処分をする工事
※2 家財道具の撤去、運搬及び処分に要する費用を除く。
注) 補助金の交付決定前に工事契約や工事着手したものと及び公共事業等の補償の対象となっているものは、補助の対象となりません。

補助金額は？

【所得金額200万円以下の方】

- 対象となる工事費用の**6割(60%)以内の額^{※1}を補助**

※1 予算の範囲内で、**120万円**又は国が定める標準的な費用から計算する額の少ない額が限度。

【所得金額200万円を超える方】

- 対象となる工事費用の**半分(50%)以内の額^{※2}を補助**

※2 予算の範囲内で、**100万円**又は国が定める標準的な費用から計算する額の少ない額が限度。

最大
120万円
補助します!!
予算が無くなり次第終了

申請できる人は？

- 暴力団関係者ではない個人で、次の全てに該当すること
 - 空き家の**所有権がある人**
 - 本市の税金を滞納していない人
 - 所得金額が1,200(収入金額1,442)万円以下の人
 - 解体工事に係る他の補助金等の交付を受けていないこと
 - 解体後の敷地等を適切に管理できる人
 - 空き家に**所有権以外の権利が設定されていないこと**
 - 土地の**所有権がある人の同意が得られていること**
- 注) 空き家が共有物である場合、相続人がいる場合、相続人が申請する場合は、別に要件があります。
注) 提出書類や手続きの流れは、裏面を確認してください。

解体工事業施工者と代理受領制度とは？

- 解体工事は、建設業法の土木、建築又は解体工事業の許可又は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律の解体工事業者の登録を受けた解体工事業者と契約することが要件となります。
- 代理受領制度は、解体工事費のうち補助金額分を市から解体工事業者へ直接支払うため、申請者は解体工事費全額を用意する必要がなく、補助金額を除いた金額のみを用意すればよい制度です。この制度が利用できるか、契約前に解体工事業者に確認してみましょう。

ながのご縁を



TEL 026-224-8901

長野市 建設部 建築指導課 空き家対策室 (第二庁舎7階)

信都・長野市

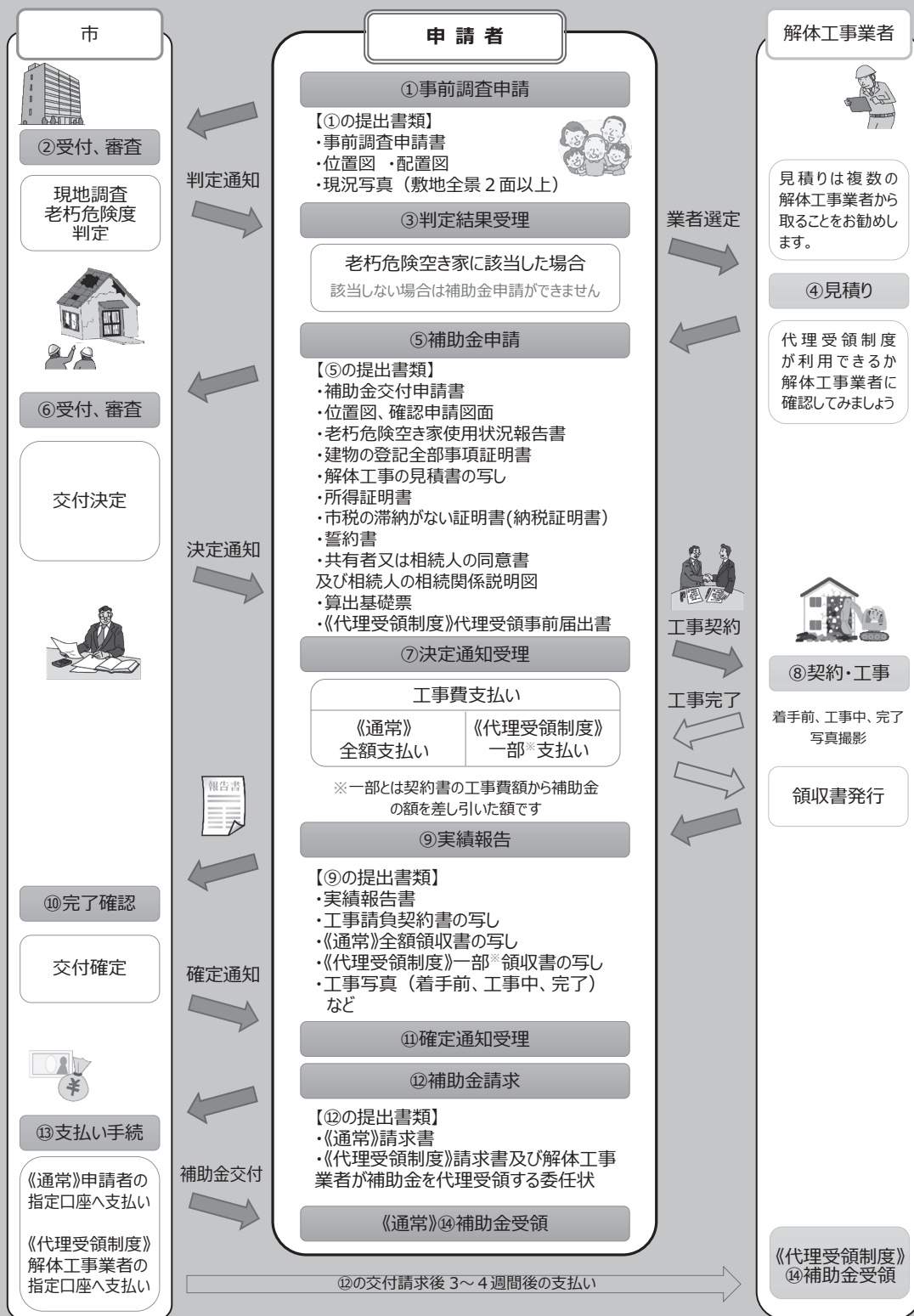
FAX 026-224-5124 長野市ホームページ [長野市空き家解体補助金](#) 検索

スマホで簡単読込



QRコード

補助事業の流れ



注1 ⑤補助金申請は、③判定結果の通知があった日の翌年度の12月28日までに申請してください。

注2 ⑨実績報告は、工事完了日から30日以内又は交付決定した日の属する年度の1月31日のいずれか早い日までに提出してください。



3 改定内容
センターの電話番号の修正

5 頁第 54 行
令和 5 年（2023 年）4 月 25 日

長野県行政審判会長 様

長野県 環境 部 長

公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センターの移転について（通知）

貴会におかれましては、日頃より当県の産業廃棄物処理行政に御理解、御協力を賜り厚く御礼申し上げます。
さて、公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター（以下「センター」という。）から、下記 1 のとおり事務所を移転する旨連絡がありましたので、御了解いたします。また、それに伴い、産業廃棄物処理業者等の許可申請等の手続の円滑化を目的として当該が公表している下記 2 の手引を一部改定しますので、併せてお知らせいたします。

記

1 センター移転の概要

- (1) 新住所
〒110-0005
東京都台東区上野三丁目 24 番地 6 号 上野フロンティアタワー 13 階
- (2) 新電話番号・FAX
代 表 03-5807-5911（電話）、03-5807-5912（FAX）
教 育 研 修 部 03-5807-5913
電 子 マ ニ ュ エ ス ト セ ン タ ー 03-5807-5913
電 子 マ ニ ュ エ ス ト サ ポ ー ト セ ン タ ー 0800-800-3023（変更なし）
- (3) 新事務所業務開始日
令和 5 年 5 月 8 日（月）

2 改定する手引

- (1)（特別管理）産業廃棄物収集運搬業許可申請の手引（積替保管施設なし）
(2)（特別管理）産業廃棄物収集運搬業許可申請の手引（積替保管施設あり）
(3) 産業廃棄物処理施設・（特別管理）産業廃棄物処分業許可申請の手引
(4) 再生利用業指定申請の手引

- 4 改定後の手引の公表年月日
令和 5 年 5 月 8 日（月）
- 5 公開先ホームページアドレス
【（特別管理）産業廃棄物収集運搬業（積替保管施設なし）許可申請の手引】
<https://www.pref.nagano.lg.jp/haikibut/curashi/shinse/recycling/shitsusumashi/index.html>
【（特別管理）産業廃棄物収集運搬業（積替保管施設あり）許可申請の手引】
<https://www.pref.nagano.lg.jp/haikibut/curashi/shinse/recycling/shitsesuari.html>
【産業廃棄物処理施設・（特別管理）産業廃棄物処分業許可申請の手引】
<https://www.pref.nagano.lg.jp/haikibut/curashi/shinse/recycling/sarhaishori.html>
【再生利用業指定申請の手引】
<https://www.pref.nagano.lg.jp/haikibut/curashi/recycling/haikibutsu/tebiki/index.html>
【廃棄物再生事業者登録の手引】
https://www.pref.nagano.lg.jp/haikibut/curashi/recycling/haikibutsu/tebiki/documents/saisuji_gyosusya.html

資源循環推進課廃棄物審査係
滝沢 朝行（課長） 山浦 大輝（担当）
電 話 026-235-7164
F A X 026-235-7259
電子メール haikishinsa@pref.nagano.lg.jp



事務連絡
令和5年5月1日

長野県行政書士会 様

一般財団法人 長野県自動車標板協会

字光式照明器具の取扱い変更について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

日頃より当協会業務につきまして、格別のご配慮ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、標記につきましてご連絡いたしますので、ご多用とは存じますが傘下会員様へご周知をお願い申し上げます。

新たな取扱製品は、日本機械工具協会の試験を経て、(一社)全国自動車標板協議会が承認したものであります。

商品の詳細については別紙チラシをご参照願います。

頒布開始日 5月15日(月)

新取扱い照明器具

1. ワールドオートプレート株式会社

登録車専用 ワールド LED 4.5EX(枠付) 12V

頒布価格 25,300円(税込)

2. 株式会社ケミカルオート

軽自動車専用 エル ブライトネオ Kei

頒布価格 24,000円(税込) 12V

※ エル ブライト「LED」頒布価格 25,150円は5月15日より販売中止となります。

12V車専用 前後共通

ワールド LED 4.5EX

光るナンバープレート 照明器具

4.5mmにスリム化

飾り枠厚さ 8.5mm

字光式ナンバーのハイオク 4.5ミリエクストラ・スリム

■特長

- LEDで薄型・軽量・長寿命・省電力
※薄さ4.5mm、重さ275g(枠装同時301g)、消費電力1.8W電波ノイズなし
- クロムメッキ飾り枠付き
※飾り枠取付時厚さ8.5mm、飾り枠のご使用は、お好みによりご選択いただけます
- 安心のアフターフォロー—
※お取り付け後3年間の安心長期保証(但し走行距離60,000kmを超過しない事)
- 車両への取付作業は専門業者に依頼ください。

全国自動車検定協会 確認番号 全検協乳第133号
字光式ナンバープレート製造メーカー 全理自動車検定協会

ワールドオートプレート株式会社

本社/〒160-0022 東京都新宿区新宿一丁目18番10号5階 URL: <https://w-a-p.co.jp/>

TEL: 03-5358-2888

LED字光式照明器具 Neoシリーズ
ワールド 軽自動車用 字光式照明器具

あなたにやさしく地球に優しい
LED
LED照明器具
LED照明器具

L.Bright Neo Kei

エルブライト

地域文字・小文字も均一
あざやか・くっきり

長野 499

ろ 41-78

Neoのスタイリッシュな
軽自動車でも実現

薄さの薄さ

製品の厚さ	ネオ	エルブライト
本体	6.5mm	13.5mm
枠付	9.9mm	17.0mm

◆LED15個仕様◆

専用枠セット

枠なし状態で使用可能!

特長① LEDだから長寿命ノイズの心配なし

特長② 字光式器具とは考えられない薄さ

特長③ 水に強い設計光源上部設置

特長④ 3年もしくは3万キロの安心保証

■型式: KK-L0620/使用区分: 自家用
■確認番号: 令和4年9月21日 全検協乳第97号

注意
●この製品は軽自動車専用です。普通自動車12V・24Vには使用できません。
●製品のお手入れの際は高圧洗浄での直接洗浄は致しませんので、あらかじめ下さい。

お問い合わせ窓口>

一般財団法人 長野県自動車検定協会
本部 長野市西和田1-35-5 TEL. 026-243-0843
長野検分室 長野市西和田1-38-2 TEL. 026-244-7288
松本支所 松本市平田東2-4-1 TEL. 0263-58-3283
松本検分室 松本市平田東2-1-10 TEL. 0263-85-3923

総販売代理店/株式会社 ケミカルオート 〒334-0061 埼玉県川口市新堀302番地
TEL.048-284-8999 URL: <http://www.led-jikou.jp/>

一般社団法人 長野県建設業協会 会長
長野県行政書士会 会長
長野県建設労働組合連合会 執行委員長
様

長野県建設部建設政策課建設業審査幹

建設業許可等に係る現地相談窓口について (通知)

平素より、長野県の建設行政にご協力を頂き誠にありがとうございます。
令和 4 年度から設置している標記相談窓口につきまして、令和 5 年 7 月から 9 月までのスケジュールが別添のとおり決定しましたので、会員の皆様へ周知いたしますよう、ご協力をお願いいたします。

建設業許可等に係る現地相談窓口について

- 概要**
建設業許可及び経営事項審査の申請に係る申請書作成や必要書類等について、専門家による相談会を実施します。
- 現地相談窓口で相談できる内容**
長野県知事への申請に係る、下記、申請書類作成についての相談。
 - ・ 建設業許可 (建設業法第 3 条に基づく建設業の許可及び更新)
 - ・ 変更届 (建設業法第 11 条に基づく建設業許可の変更等の届出)
 - ・ 廃業届 (建設業法第 12 条に基づく廃業等の届出)
 - ・ 承継・相続認可申請 (建設業法第 17 条の 2 及び第 17 条の 3 に基づく認可)
 - ・ 経営事項審査 (第 27 条の 23 に基づく経営事項審査)

3 開催スケジュール (7 月から 9 月分)

相談時間：[要予約]13 時 15 分から 16 時 45 分

地域	開催日	会場	地域	開催日	会場
北信	7/24(日)	東庁西庁舎 109 号会議室	東信	7/7(金)	佐久建設事務所 1 階会議室
	8/9(水)	東庁西庁舎 108 号会議室		7/20(木)	上田合同庁舎 601 会議室
	8/29(火)	北信合同庁舎 共済クラブ(東)		9/1(金)	佐久建設事務所 1 階会議室
中信	9/4(月)	東庁西庁舎 109 号会議室	南信	9/14(木)	上田合同庁舎 301 会議室
	7/11(火)	大町合同庁舎 101 会議室		7/21(金)	諏訪合同庁舎 502 会議室
	7/25(火)	松本合同庁舎 202 会議室		7/27(木)	伊那合同庁舎 4 階閲覧室
	8/8(火)	米曹合同庁舎 301 会議室		8/3(木)	飯田合同庁舎 201 会議室
	8/24(木)	松本合同庁舎 202 会議室		8/21(月)	諏訪合同庁舎 505 会議室
	9/5(火)	大町合同庁舎 101 会議室		9/7(木)	伊那合同庁舎 4 階閲覧室
	9/19(火)	松本合同庁舎 202 会議室	9/21(木)	飯田合同庁舎 201 会議室	

※所在地以外の会場でもご参加可能です。

4 事前予約

相談を希望される方は、相談会開催の前日までに電話予約をお願いします。
予約電話番号は、下記「5 相談の詳細について」に記載の URL にてご確認ください。

5 相談の詳細について

詳細については、下記 URL をご確認ください。

[URL] <https://www.pref.nagano.lg.jp/kensetsu/infra/kensetsu/>

[kyoka/r4gentimadoguti.html](https://www.pref.nagano.lg.jp/kensetsu/infra/kensetsu/)



[QRコード]

6 お問い合わせ

このことに関するお問い合わせは、以下までご連絡ください。

長野県 建設部 建設政策課 建設業担当

TEL:026-235-7314, FAX:026-235-7420 E-Mail:kensetsugyo@pref.nagano.lg.jp

(問合せ先)

建設政策課 建設業担当 大島

TEL:026-235-7314, FAX:026-235-7420

E-Mail:kensetsugyo@pref.nagano.lg.jp

長野県行政書士会長

長野県建設部建設政策課建設業査察

各都道府県担当部局長 殿
(市区町村担当課、入札契約担当課致い)
各政令指定都市担当部局長 殿
(入札契約担当課致い)

「建設業許可申請書作成の手引」の改訂について(通知)

建設業法に基づく技術検定の受験資格の見直しや、一般建設業許可の営業所専任技術者の要件の緩和等を行う「施工技術検定規則及び建設業法施行規則の一部を改正する省令(令和5年国土交通省令第43号)」及び「関連告示(令和5年国土交通省告示第513-524号)」が公布されたことに伴い、「建設業許可申請書作成の手引」を改訂しました。

つきましては、会員各位への周知について、ご配慮いただきますようお願いいたします。

なお、規則改正等の詳細は国土交通省HP(※)をご確認いただきますようお願いいたします。

※https://www.inlir.go.jp/report/press/taicin/fudousan_kensetsusugyo13_bh_000001_00176.html

1 改正内容(専任技術者要件緩和)

技術検定合格者を指定学科卒業者と同等(1級第1次検定又は第2次検定の合格者を大学指定学科卒業者と同等、2級第1次検定又は第2検定の合格者を高校指定学科卒業者と同等)とみなし、以下の表に掲げる検定種目に係る第1次検定又は第2次検定合格後に、一定期間の実務経験を有する者は、専任技術者の要件を満たすこととする。

なお、本要件緩和は、指定建設業及び電気通信工事業を除く。

検定種目	指定学科
土木施工管理・造園施工管理	土木工学
建築施工管理	建築学
電気工事施工管理	電気工学
管工事施工管理	機械工学

2 改訂箇所
技師者資格コード一覧(PART1 P63~68、PART2 P141~146)

3 その他

改訂後の手引は長野県HP(※)に掲載しております。

※<https://www.pref.nagano.lg.jp/kensetsu/infra/kensetsu/kyoka/kyoka/shinse.html>

国土交通省不動産・建設経済局建設業課長

施工技術検定規則及び建設業法施行規則の一部を改正する省令等について

本日、建設業における中長期的な担い手の確保・育成を図るため、建設業法に基づく技術検定の受験資格の見直しや、一般建設業許可の営業所専任技術者の要件の緩和等を行う「施工技術検定規則及び建設業法施行規則の一部を改正する省令(令和5年国土交通省令第43号)」及び「関連告示(令和5年国土交通省告示第513-524号)」が公布されました。

改正内容につきましては別添のとおりですので、貴職におかれましては、十分留意の上、事務処理等に当たって速滞のないよう適切な御対応をお願いいたします。また、各都道府県におかれましては、貴都道府県内の市区町村(指定都市を除く。)の担当部局長に御周知いただきますようお願いいたします。

問合せ先
担当 建設政策課建設業正当
石澤、柿澤
電話 026-235-7293
電子メール kensetsugyo@pref.nagano.lg.jp

施工技術検定期間及び建設業法施行規則の一部を改正する省令について

1. 概要

建設業においては、入職者が直近15年で35%減少している等の課題があり、将来にわたる中長期的な担い手の確保・育成等を図ることが急務となっており、令和3年11月に開催された規制改革推進会議・第3回経済活性化ワーキング・グループでは、建設業の技術者制度が取り上げられ、制度の合理的な見直しが求められた。

このため、同月に「適正な施工の確保のための技術者制度検討会（第2期）」を立ち上げ、令和4年5月末に技術者要件の緩和及び技術検定の受検資格の見直しの方向性のとまりまどめを行ったところである。

これを踏まえ、建設業法施行令の一部を改正する政令（令和4年政令第353号。以下「改正令」という。）において、技術検定の検定水準の明確化及び技術検定の受検資格等を省令に委任することとする改正を行い、令和6年4月1日から施行することとしたため、施工技術検定期間（昭和35年建設省令第17号。以下「検定期間」という。）及び建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号。以下「施行規則」という。）について、技術検定の受検資格の見直し等の所要の改正を行う必要がある。

2. 概要

【施工技術検定期間関係】

(1) 技術検定の受検資格の見直し（令第36条・第37条関係）を新たに位置付け

技術検定の受検資格は以下のとおりとする。

【一級の第一次検定】（学歴及び実務経験要件の撤廃）

・一級の第一次検定が行われる日の属する年度の末日における年齢が19歳以上の者

【一級の第二次検定】（実務経験短縮措置等）

・受検しようとする第二次検定と検定種目を同じくする一級の第一次検定に合格した後同検定種目に関する実務経験5年以上

・受検しようとする第二次検定と検定種目を同じくする一級の第一次検定に合格した後同検定種目に関する実務経験1年以上を含む実務経験3年以上

・受検しようとする第二次検定と検定種目を同じくする一級の第一次検定に合格した後同検定種目に関する監理技術者補佐（法第28条第3項ただし書）としての実務経験1年以上

・受検しようとする第二次検定と検定種目を同じくする二級の第二次検定に合格した後同検定種目について一級の第一次検定に合格した者であって、当該二級の第二次検定に合格した後同検定種目に関する実務経験5年以上

・受検しようとする第二次検定と検定種目を同じくする二級の第二次検定に合格した後同検定種目について一級の第一次検定に合格した者であって、当該二級の第二次検定に合格した後同検定種目に関する特定実務経験1年以上を含む実務経験

3年以上

・国土交通大臣がこれらの者と同等以上の知識及び経験を有するものと認定した者

【二級の第一次検定】（見直しと同内容）

・二級の第一次検定が行われる日の属する年度の末日における年齢が17歳以上の者

【二級の第二次検定】（学歴に応じた実務経験年数の差異を撤廃）

・受検しようとする第二次検定と検定種目^(※)を同じくする二級の第一次検定に合格した後、同検定種目^(※)に関する実務経験3年（建設機械施工管理にあっては2年）以上

・受検しようとする第二次検定と検定種目を同じくする一級の第一次検定に合格した後、同検定種目^(※)に関する実務経験1年以上

・国土交通大臣がこれらの者と同等以上の知識及び経験を有するものと認定した者^(※) 検定期間の定められている検定種目にあつては、検定期間別。

(2) 技術検定の実施内容及び合格者のインターネット公表（第3条・第8条関係）
技術検定の実施期日、実施場所等の事項及び技術検定の合格者は、国土交通大臣（合格者については国土交通大臣又は指定試験機関）がインターネットの利用その他適切な方法により公表することとする。

(3) 技術検定の受検申請書類等に係る権限の指定試験機関への委任（第4条から第7条まで関係）

技術検定受検申請書（様式第1号）、実務経験証明書（様式第2号）、技術検定全部又は一部免除申請書（様式第3号又は第4号）及び技術検定受検票（様式第5号）について、指定試験機関が様式及び書類を定めることができることとする。

(4) 技術検定合格証明書における本籍の記載の削除（第10条関係）

技術検定合格証明書（様式第6号）に本籍の記載を行わないこととし、本籍に変更があった場合における合格証明書の書換え申請を不要とする。

【建設業法施行規則関係】

(5) 一般建設業許可の営業所専任技術者要件の緩和^(※)（第7条の3関係）

現在、大学の指定学科（施行規則第1条の表に掲げる学科）卒業後3年の実務経験を有する者及び高次の指定学科卒業後5年の実務経験を有する者は、一般建設業許可の営業所専任技術者要件を満たすこととされている（法第7条第2号イ）。以下の表に掲げる検定期間に係る一級の第一次検定又は第二次検定に合格した者は、大学において同表に掲げる学科を卒業した者と同様に、その合格後3年の実務経験を有すること、一般建設業許可の営業所専任技術者要件を満たすこととする。

また、以下の表に掲げる検定期間に係る二級の第一次検定又は第二次検定に合格した者は、高等学校において同表に掲げる学科を卒業した者と同様に、その合格後5年の実務経験を有すること、一般建設業許可の営業所専任技術者要件を満たすこととする。

なお、本要件緩和は指定建設業（法第15条第2号）及び電気通信工事業以外の建設業において適用することとする。

指定種目	指定学科
土木施工管理・造園施工管理	土木工学
建築施工管理	建築学
電気工事施工管理	電気工学
管工事施工管理	機械工学

※特定建設業許可の営業所専任技術者要件⁽⁴⁾、建設工事において監理する主任技術者・監理技術者⁽⁵⁾も同様の扱いとなる。（注：指定建設業は除く）

(6) 電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等に記録された情報に係る表示の方法（第7条の16第2項、第14条の4第9項、第17条の16第2項、第17条の30第3項及び第4項、第18条の16第2項、第21条の8第2項並びに第26条第6項から第8項まで関係）

電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等に記録された情報が、出力装置の映像面に表示されるときは、当該情報を紙面で作成したものに代えることができることとする。

(7) 電磁的方法により作成された施工体制台帳等の紙面表示義務の緩和（第14条の2第3項及び第4項関係）

施工体制台帳及びその添付書類の記載事項が電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等に記録されている場合に、当該施工体制台帳等を工事現場において出力装置の映像面に表示することが可能であるときは、紙面への表示は求めないこととする。

(8) 監理技術者資格者証における本籍の記載の削除（第17条の35関係）
監理技術者資格者証（様式第25号の5）に本籍の記載を行わないこととし、本籍に変更があった場合における資格者証の記載事項の変更に係る届出を不要とする。

(9) 監理技術者資格者証の記載事項に変更があった場合等における新たな資格者証の交付申請（第17条の36・第17条の37関係）
監理技術者資格者証の記載事項に変更があった場合又は資格者証を亡失し、滅失し、汚損し、若しくは破損した場合に、再交付申請等のほか、新たな資格者証の交付申請を行うことを可能とする。

(10) 監理技術者資格者証の更新手続の見直し（第17条の38関係）
監理技術者資格者証の有効期間の更新の申請は、当該監理技術者資格者証の有効期間満了の日の30日前までに行うものとする。

(11) その他所要の改正等
上記のほか、改正令に伴う条ずれ対応など所要の改正等を行う。

注) 法：建設業法（昭和24年法律第100号）
令：建設業法施行令（昭和31年政令第273号）

3. 今後のスケジュール（予定）

公布：令和5年5月12日 【(2)、(3)、(6)及び(7)】
施行：公布の日 【(5)及び(8)から(10)まで】
令和5年7月1日 【(1)及び(4)】
令和6年4月1日 【(1)及び(4)】

表 2-1 技術者有資格コード一覧（一般建設業）

「1」…法第7条第2号イ該当（指定学科卒業+実務経験（3年又は5年））
 「4」…法第7条第2号ロ該当（実務経験10年以上）
 「7」…法第7条第2号ハ該当（国家資格者等）
 「7※」…法第7条第2号ハ該当（国家資格取得者等+実務経験3年） 「7〇」…法第7条第2号ハ該当（国家資格取得者等+実務経験5年）

コード	資格区分	建設業の種類																											
		土	建	大	左	と	石	屋	電	管	夕	鋼	筋	舗	し	板	方	差	防	内	機	絶	通	園	井	臭	水	消	清
O1	法第7条第2号 イ 該当	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
O2	法第7条第2号 ロ 該当	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
建設業 「技術検定」 書	11 一級 建設機械施工管理技士 *13	7				7							7																
	12 二級 建設機械施工管理技士（第1種～第6種） *13	7				7							7																
	13 一級 土木施工管理技士 *4	7			7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7
	1H 一級 土木施工管理技士補				7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7
	14 二級 土木施工管理技士（土木） *4	7			7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7
	1J 二級 土木施工管理技士補（土木）				7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7
	15 二級 土木施工管理技士（鋼構造物塗装）				7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7
	1K 二級 土木施工管理技士補（鋼構造物塗装）				7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7
	16 二級 土木施工管理技士（薬液注入）				7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7
	1L 二級 土木施工管理技士補（薬液注入）				7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7
	20 一級 建築施工管理技士 *4	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7
	2C 一級 建築施工管理技士補				7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7
	21 二級 建築施工管理技士（建築） *4	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7
	22 二級 建築施工管理技士（躯体） *4				7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7
	23 二級 建築施工管理技士（仕上げ）				7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7
	2D 二級 建築施工管理技士補				7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7
	27 一級 電気工事施工管理技士								7													7							
	2E 一級 電気工事施工管理技士補																					7							
	28 二級 電気工事施工管理技士								7													7							
	2F 二級 電気工事施工管理技士補																					7							
	29 一級 管工事施工管理技士									7		7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7
	2G 一級 管工事施工管理技士補											7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7
	30 二級 管工事施工管理技士									7		7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7
	3A 二級 管工事施工管理技士補											7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7
	31 一級 電気通信工事施工管理技士																							7					
	32 二級 電気通信工事施工管理技士																							7					
	33 一級 造園施工管理技士				7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7
	3D 一級 造園施工管理技士補				7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7
	34 二級 造園施工管理技士				7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7
	3E 二級 造園施工管理技士補				7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7
	建築士法 「建築士試験」	37 一級 建築士	7	7			7				7	7										7							
		38 二級 建築士	7	7			7				7											7							
		39 木造建築士			7																								
	技術士法 「技術士試験」	41 建設・総合技術監理（建設） *5	7			7			7				7	7										7					7
		建設「鋼構造及びコンクリート」・総合技術監理（建設「鋼構造及びコンクリート」） *5	7			7			7			7	7											7					7
		43 農業「農業土木」・総合技術監理（農業「農業土木」）	7			7																							
44 電気・電子・総合技術監理（電気・電子）									7															7					
45 機械・総合技術監理（機械）																								7					
46 機械「流体力学」又は「熱工学」・総合技術監理（機械「流体力学」又は「熱工学」）											7													7					
47 上下水道・総合技術監理（上下水道）											7																	7	
48 上下水道「上下水道及び工業用水道」・総合技術監理（上下水道「上下水道及び工業用水道」）											7																7	7	
49 水産「水産土木」・総合技術監理（水産「水産土木」）		7			7								7																
50 森林「林業」・総合技術監理（森林「林業」）																									7				
51 森林「森林土木」・総合技術監理（森林「森林土木」）		7			7																				7				
52 衛生工学・総合技術監理（衛生工学）											7																		
53 衛生工学「水質管理」・総合技術監理（衛生工学「水質管理」）										7																7			
54 衛生工学「廃棄物管理」又は「汚物処理」*1・総合技術監理（衛生工学「廃棄物管理」）										7																7	7		

コード	資格区分	建設業の種類																														
		土	建	大	左	と	石	屋	電	管	タ	鋼	筋	舗	し	板	ガ	塗	防	内	機	絶	通	園	井	臭	水	消	清	解		
電気工事 電気通信 工事 士 法	免状	55 第一種 電気工事士							7																							
		56 第二種 電気工事士 3年							7																							
		58 電気主任技術者(第1種~第3種) 5年							7																							
		59 電気通信主任技術者 5年																						7								
		*2 35 工事担任者 3年 *14																						7								
水道 *3	免状	65 給水装置工事主任技術者 1年							7																							
消防 法	免状	68 甲種消防設備士																											7			
		69 乙種消防設備士																											7			
職業 能力 開 発 促 進 法 一 技 能 検 定 一	合格	57 とび・とび工				7																								7		
		64 型枠施工		7	7																											
		66 ウェルポイント施工			7																											
		67 路面標示施工																	7													
		70 建築板金(選択科目「ダクト板金作業」)						7	7							7																
		71 建築大工		7																												
		72 左官			7																											
		73 コンクリート圧送施工				7																										
		74 冷凍空調和機器施工・空調和設備配管								7																						
		75 給排水衛生設備配管								7																						
		76 配管*7・配管工								7																						
		77 タイル張り・タイル張り工									7																					
		78 築炉・築炉工・れんが積み									7																					
		79 ブロック建築・ブロック建築工・コンクリート積みブロッ ク施工					7			7																						
		80 石工・石材施工・石積み					7																									
		81 鉄工*8・製罐										7																				
		82 鉄筋組立て・鉄筋施工*9											7																			
		83 工場板金																	7													
		84 建築板金(選択科目「内外装板金作業」) 板金工・板金(選択科目「建築板金作業」に限る)*10						7										7														
		85 板金・板金工・打出し板金																	7													
		86 かわらぶき・スレート施工					7																									
		87 ガラス施工																	7													
		88 塗装*12・木工塗装・木工塗装工																		7												
		89 建築塗装・建築塗装工																		7												
		90 金属塗装・金属塗装工																		7												
		91 噴霧塗装																		7												
		92 量製作・量工																						7								
		93 内装仕上げ施工・カーテン施工・天井仕上げ施工・床仕上 げ施工・表装・表具・表具工																			7			7								
		94 熱絶縁施工																						7								
		95 建具製作・建具工・木工*12・カーテンウォール施工・ サッシ施工																											7			
		96 造園																								7						
		97 防水施工																			7											
		98 さく井																										7				
		36 *7	免状	40 基礎ぐい工事				7																								
				60 解体工事																												7
				61 地すべり防止工事 1年				7																					7			
62 建築設備士 1年										7	7																					
63 計装 1年										7	7																					
登録電気工事基幹技能者										7															7							
登録橋梁基幹技能者							7						7																			
登録造園基幹技能者																									7							
登録コンクリート圧送基幹技能者					7																											
登録防水基幹技能者																				7												

※等級区分
が2級の場合
は、合格後
3年(平成
15年度以
前の合格者
は1年)以
上の実務経
験を要す
る。

表 2-2 技術者有資格コード一覧 (特定建設業)

「2」…法第7条第2号イ及び法第15条第2号ロ該当 (指定学科を卒業後、一定以上の実務経験+2年以上の指導監督的実務経験)
 「3」…法第15条第2号ハ該当 (同号イと同等以上として国土交通大臣の認定を受けた者)
 「5」…法第7条第2号ロ及び法第15条第2号ロ該当 (10年以上の実務経験+2年以上の指導監督的実務経験)
 「6」…法第7条第2号ロハ該当 (同号ロと同等以上として国土交通大臣の認定を受けた者)
 「8」…法第7条第2号イ及び法第15条第2号ロ該当 (一般建設業の要件を満たす国家資格+2年以上の指導監督的実務経験)
 「8a」…法第7条第2号イ及び法第15条第2号ロ該当 (一般建設業の要件を満たす国家資格+実務経験3年+2年以上の指導監督的実務経験)
 「8b」…法第7条第2号ハ及び法第15条第2号ロ該当 (一般建設業の要件を満たす国家資格+実務経験5年+2年以上の指導監督的実務経験)
 「9」…法第15条第2号イ該当 (国家資格取得者等)

■は指定建設業7業種

コード	資格区分	建設業の種類																											
		土	建	大	左	と	石	星	電	管	夕	鋼	筋	舗	し	板	ガ	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	清	解
01	法第7条第2号 イ 該当			2	2	2	2	2			2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
02	法第7条第2号 ロ 該当			5	5	5	5	5			5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5
03	法第15条第2号 ハ 該当(同号イと同等以上)	3	3						3	3	3	3												3					
04	法第15条第2号 ハ 該当(同号ロと同等以上)			6	6	6	6	6			6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	
建設業 「技術士 試験」	11 一級 建設機械施工管理技士 *13	9													9														
	12 二級 建設機械施工管理技士 (第1種~第6種) *13						8																						
	13 一級 土木施工管理技士 *4	9		8a	9	9	8a		8a	9	9	9	9		9	8a		8a		8a		8a		8a	9	8a	9		
	1H 一級 土木施工管理技士補			8a	8a	8a	8a		8a	8a	8a	8a	8a		8a	8a		8a	8a	8a	8a	8a	8a	8a	8a	8a	8a	8a	8a
	14 二級 土木施工管理技士 (土木) *4			8c	8c	8c	8c		8c	8c	8c	8c	8c		8c	8c		8c	8c	8c	8c	8c	8c	8c	8c	8c	8c	8c	8c
	1J 二級 土木施工管理技士補 (土木)			8c	8c	8c	8c		8c	8c	8c	8c	8c		8c	8c		8c	8c	8c	8c	8c	8c	8c	8c	8c	8c	8c	8c
	15 二級 土木施工管理技士 (鋼構造物塗装)			8c	8c	8c	8c		8c	8c	8c	8c	8c		8c	8c		8c	8c	8c	8c	8c	8c	8c	8c	8c	8c	8c	8c
	1K 二級 土木施工管理技士補 (鋼構造物塗装)			8c	8c	8c	8c		8c	8c	8c	8c	8c		8c	8c		8c	8c	8c	8c	8c	8c	8c	8c	8c	8c	8c	8c
	16 二級 土木施工管理技士 (薬液注入)			8c	8c	8c	8c		8c	8c	8c	8c	8c		8c	8c		8c	8c	8c	8c	8c	8c	8c	8c	8c	8c	8c	8c
	1L 二級 土木施工管理技士補 (薬液注入)			8c	8c	8c	8c		8c	8c	8c	8c	8c		8c	8c		8c	8c	8c	8c	8c	8c	8c	8c	8c	8c	8c	8c
	20 一級 建築施工管理技士 *4		9	9	9	9	9		9	9	9	9		9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9		9	8a	8a	9
	2C 一級 建築施工管理技士補			8a	8a	8a	8a		8a	8a	8a	8a		8a	8a	8a	8a	8a	8a	8a	8a	8a	8a	8a		8a	8a	8a	8a
	21 二級 建築施工管理技士 (建築) *4			8c	8c	8c	8c		8c	8c	8c	8c		8c	8c	8c	8c	8c	8c	8c	8c	8c	8c	8c		8c	8c	8c	8c
	22 二級 建築施工管理技士 (躯体) *4			8c	8c	8c	8c		8c	8c	8c	8c		8c	8c	8c	8c	8c	8c	8c	8c	8c	8c	8c		8c	8c	8c	8c
	23 二級 建築施工管理技士 (仕上げ)			8c	8c	8c	8c		8c	8c	8c	8c		8c	8c	8c	8c	8c	8c	8c	8c	8c	8c	8c		8c	8c	8c	8c
	2D 二級 建築施工管理技士補			8c	8c	8c	8c		8c	8c	8c	8c		8c	8c	8c	8c	8c	8c	8c	8c	8c	8c	8c		8c	8c	8c	8c
	27 一級 電気工事施工管理技士								9												8a							8a	
	2E 一級 電気工事施工管理技士補																				8a							8a	
	28 二級 電気工事施工管理技士																				8c							8c	
	2F 二級 電気工事施工管理技士補																				8c							8c	
	29 一級 管工事施工管理技士									9		8a	8a	8a		8a	8a		8a	8a	8a	8a	8a	8a		8a	8a	8a	8a
	2G 一級 管工事施工管理技士補											8a	8a	8a		8a	8a		8a	8a	8a	8a	8a	8a		8a	8a	8a	8a
	30 二級 管工事施工管理技士											8c	8c	8c		8c	8c		8c	8c	8c	8c	8c	8c		8c	8c	8c	8c
	3A 二級 管工事施工管理技士補											8c	8c	8c		8c	8c		8c	8c	8c	8c	8c	8c		8c	8c	8c	8c
	31 一級 電気通信工事施工管理技士																							9					
	32 二級 電気通信工事施工管理技士																							8					
	33 一級 造園施工管理技士			8a	8a	8a	8a		8a	8a	8a	8a		8a	8a	8a	8a	8a	8a	8a	8a	8a	8a	8a		8a	8a	8a	8a
	3D 一級 造園施工管理技士補			8a	8a	8a	8a		8a	8a	8a	8a		8a	8a	8a	8a	8a	8a	8a	8a	8a	8a	8a		8a	8a	8a	8a
	34 二級 造園施工管理技士			8c	8c	8c	8c		8c	8c	8c	8c		8c	8c	8c	8c	8c	8c	8c	8c	8c	8c	8c		8c	8c	8c	8c
	3E 二級 造園施工管理技士補			8c	8c	8c	8c		8c	8c	8c	8c		8c	8c	8c	8c	8c	8c	8c	8c	8c	8c	8c		8c	8c	8c	8c
	建設士法 「建設士試験」	37 一級 建築士		9	9			9		9	9										9								
		38 二級 建築士			8			8		8											8								
		39 木造建築士			8																								
技術士法 「技術士試験」	41 建設・総合技術監理 (建設) *5	9					9							9	9								9					9	
	建設「鋼構造及びコンクリート」・総合技術監理 (建設「鋼構造及びコンクリート」) *5	9					9							9	9									9				9	
	43 農業「農業土木」・総合技術監理 (農業「農業土木」)	9				9																							
	44 電気・電子・総合技術監理 (電気・電子)							9																9					
	45 機械・総合技術監理 (機械)																							9					
	46 機械「流体力学」又は「熱工学」・総合技術監理 (機械「流体力学」又は「熱工学」)									9														9					
	47 上下水道・総合技術監理 (上下水道)										9																9		
	48 上下水道「上水道及び工業用水道」・総合技術監理 (上下水道「上水道及び工業用水道」)											9															9	9	
	49 水産「水産土木」・総合技術監理 (水産「水産土木」)	9				9																							
	50 森林「林業」・総合技術監理 (森林「林業」)																										9		
51 森林「森林土木」・総合技術監理 (森林「森林土木」)	9				9																					9			
52 衛生工学・総合技術監理 (衛生工学)											9																		
53 衛生工学「水質管理」・総合技術監理 (衛生工学「水質管理」)												9															9		
54 衛生工学「廃棄物管理」又は「汚物処理」*1・総合技術監理 (衛生工学「廃棄物管理」)													9														9	9	

コード	資格区分	建設業の種類																													
		土	建	大	左	と	石	屋	電	管	タ	鋼	筋	舗	し	板	ガ	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	解		
電気工事 電気通信 工事 士 法 法	55	第一種 電気工事士																													
	56	第二種 電気工事士 3年																													
	58	電気主任技術者(第1種~第3種) 5年																													
	59	電気通信主任技術者 5年																													
水道 *3 法 法	35	工事担任者 3年 *14																					8								
	65	給水装置工事主任技術者 1年																					8								
消防 法 法	68	甲種消防設備士																											8		
	69	乙種消防設備士																											8		
職業 能力 開発 促進 進 法 証 一 技 能 検 定 一	57	とび・とび工																												8	
	64	型枠施工																													
	66	ウエルポイント施工																													
	67	路面標示施工																													
	70	建築板金(選択科目「ダクト板金作業」)																													
	71	建築大工																													
	72	左官																													
	73	コンクリート圧送施工																													
	74	冷凍空調和機器施工・空調和設備配管																													
	75	給排水衛生設備配管																													
	76	配管*8・配管工																													
	77	タイル張り・タイル張り工																													
	78	築炉・築炉工・れんが積み																													
	79	ブロック建築・ブロック建築工・コンクリート積みブロック施工																													
	80	石工・石材施工・石積み																													
	81	鉄工*8・製錬																													
	82	鉄筋組立て・鉄筋施工*9																													
	83	工場板金																													
	84	建築板金(選択科目「内外装板金作業」) 板金工・板金(選択科目「建築板金作業」に限る)*10																													
	85	板金・板金工・打出し板金																													
	86	かわらぶき・スレート施工																													
	87	ガラス施工																													
	88	塗装*12・木工塗装・木工塗装工																													
	89	建築塗装・建築塗装工																													
	90	金属塗装・金属塗装工																													
	91	噴霧塗装																													
	92	量製作・量工																													
	93	内装仕上げ施工・カーテン施工・天井仕上げ施工・床仕上げ施工・表装・表具・表具工																													
	94	熱絶縁施工																													
	95	建具製作・建具工・木工*12・カーテンウォール施工・サッシ施工																													
	96	造園																													
	97	防水施工																													
	98	さく井																													
	36 *6	40	基礎ぐい工事																												
		60	解体工事																												
		61	地すべり防止工事 1年																												
62		建築設備士 1年																													
63		計装 1年																													
			登録電気工事基幹技能者																												
		登録構築基幹技能者																													
		登録造園基幹技能者																													
		登録コンクリート圧送基幹技能者																													
		登録防水基幹技能者																													

※等級区分が2級の場合は、合格後3年(平成15年度以前の合格者は1年)以上の実務経験を要する。

コード	資格区分	建設業の種類																												
		土	建	大	左	と	石	屋	電	管	タ	鋼	筋	補	し	板	ガ	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解
	登録トンネル基幹技能者					8																								
	登録建設塗装基幹技能者																8													
	登録左官基幹技能者				8																									
	登録機械土工基幹技能者				8																									
	登録海上起重基幹技能者												8																	
	登録PC基幹技能者				8							8																		
	登録鉄筋基幹技能者											8																		
	登録圧接基幹技能者											8																		
	登録型枠基幹技能者				8																									
	登録配管基幹技能者																													
	登録薫・土工基幹技能者					8																								
	登録切断穿孔基幹技能者					8																								
	登録内装仕上工事基幹技能者																			8										
	登録サッシ・カーテンウォール基幹技能者																										8			
	登録エクステリア基幹技能者					8	8				8																			
	登録建築板金基幹技能者							8								8														
	登録外壁仕上基幹技能者					8											8	8												
	登録ダクト基幹技能者																													
36 *6	登録保温保冷基幹技能者																						8							
	登録グラウト基幹技能者					8																								
	登録冷凍空調基幹技能者						8																							
	登録運動施設基幹技能者						8																							
	登録基礎土工基幹技能者						8																							
	登録タイル張り基幹技能者												8																	
	登録標識・路面標示基幹技能者						8											8												
	登録消火設備基幹技能者																													8
	登録建築大工基幹技能者					8																								
	登録硝子工事基幹技能者																			8										
	登録土工基幹技能者						8																							
	登録ALC基幹技能者												8																	
	登録ウレタン断熱基幹技能者																							8						
	登録発破・破砕基幹技能者						8																							
	登録建築測量基幹技能者						8																							
	登録解体基幹技能者																													8
	登録圧入土工基幹技能者												8																	
	登録送電線工事基幹技能者											8																		
	登録さく井基幹技能者																											8		
そ	その他 99	その他（上記コードに該当するものを除く）				8	8	8	8	8		8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8

- * 1 「汚物処理」は、昭和57年総理府令第37号による改正前の技術士法施行規則による選択科目である。
- * 2 電気工事士法による「電気工事士試験」、電気事業法による「電気主任技術者国家試験等」、電気通信事業法による「電気通信主任技術者試験」
- * 3 水道法による「給水装置工事主任技術者試験」
- * 4 平成27年度までの合格者に対しては、当該技術検定合格後、解体工事に関する実務経験1年以上又は登録解体工事講習の受講が必要
- * 5 当面の間、当該試験に合格後、解体工事に関する実務経験1年以上又は登録解体工事講習の受講が必要
- * 6 建設業法施行規則第18条の3第2項第2号の登録基幹技能者講習を修了した者をいい、単一の建設業の種類における実務経験を10年以上有する場合について、当該建設業の種類における技術者として認められる。なお、平成30年4月1日の施行以前に講習を修了した者のうち、対応する建設業の種類に関して10年以上の実務経験を有していない者については、実務経験年数を10年以上有するに至った時点で当該要件を満たすものし、実務経験を有する建設業の種類について建設業法第26条第1項に定める主任技術者の要件を満たすと認められることが講習修了証に記載されていることで確認を行う。
- * 7 配管：職業訓練法施行令の一部を改正する政令（昭和48年政令第98号。以下「昭和48年改正政令」といいます。）による改正後の配管とするものにあつては、選択科目を「建築配管作業」とするものに限られます。
- * 8 鉄工：昭和48年改正政令による改正後の鉄工とするものにあつては、選択科目を「製缶作業」又は「製造物鉄工作业」とするものに限られます。
- * 9 鉄筋施工：昭和48年改正政令による改正後の鉄筋施工とするものにあつては、選択科目を「鉄筋施工図作作業」及び「鉄筋組立て作業」とするもの双方に合格した者に限られます。
- * 10 板金・板金工：屋根工事業の有資格者として認められるのは、昭和48年改正政令による改正後の板金又は板金工とするものにあつては、選択科目を「建築板金作業」とするものに限られます。板金工事業の有資格者となる場合にはこの様な選択科目の限定はありません。
- * 11 土木：昭和48年改正政令による改正後の土木とするものにあつては、選択科目を「建具製作作業」とするものに限られます。
- * 12 塗装：昭和48年改正政令による改正後の塗装とするものにあつては、選択科目をどの作業としても「塗装」に該当します。
- * 13 令和2年度までの合格者の名称は「建設機械施工士」です。
- * 14 「第一級アナログ通信」及び「第一級デジタル通信」の工事担任者資格者証の交付を受けた者又は「総合通信」の工事担任者資格者証の交付を受けた者（資格者証の交付を受けた後3年以上の実務経験が必要）

日行連発第 377 号
令和 5 年 7 月 5 日

各単位会長 様
各申請取次行政書士管理委員会等委員長 様

日本行政書士会連合会
会長 常任 豊
中央研修所
事務執行者 関口 隆夫
申請取次行政書士管理委員会
事務取扱責任者 田村 公隆

届出済証明書の更新手続における理由書提出者の
実務研修会修了証書の取扱いについて（お願い）

日頃より、本会事業の推進に対しご理解ご協力賜り厚く御礼申し上げます。
標記の件について、「理由書」による更新手続という特例措置を講じてから 3 年目を迎え、次の更新手続を行う会員が今後増加することが予想されます。あらためて、「理由書」と実務研修会修了証書の取扱いについて別紙のとおり、ご連絡いたしますので、適正な運用にご協力いただけますようよろしくお願い申し上げます。

また、本件について、日行連では月刊「日本行政」及び日行連会員専用サイト（連 con）にて会員周知を図ることとしておりますが、貴会におかれましても貴会会員にあらためて周知いただけますとともに、各地方入管局への届出済証明書の申出手続きの円滑な実施にご協力いただけますようお願いいたします。
ご多忙の折、誠に恐縮ですが何とぞよろしくお願い申し上げます。

<参考：「理由書」による届出済証明書の更新手続について>

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、令和 2 年度に予定していた集合型の申請取次関係研修の開催を中止したことに伴い、実務研修会を受講できないまま所持している届出済証明書の有効期限を迎える会員については、更新後、日行連が指定する期限までに実務研修会を受講することを約する「理由書」をもって更新手続を行う特例措置を講じていた。

当該特例措置は、中央研修所研修サイトを利用したビデオ・オン・デマンドによる申請取次関係研修を定期的に実施できる体制が整ったことをもって令和 3 年度末に終了し、また、令和 4 年度末をもって「理由書」による更新後の研修受講期限を終了した。

【添付資料】

- ・別紙：届出済証明書の更新手続における理由書提出者の実務研修会修了証書の取扱いについて
- ・別添：（図解）届出済証明書の更新手続における理由書提出者の実務研修会修了証書の取扱い

以上

別紙

届出済証明書の更新手続における理由書提出者の
実務研修会修了証書の取扱いについて

1. 修了証書の取扱い

同一の実務研修会修了証書は、発行日から 3 年以内に有効期限が到来する届出済証明書の更新手続きに原則 1 回に限り使用することができます。

届出済証明書の更新手続きでは、届出済証明書の有効期限から遡って 3 年の間に、日行連が主催する申請取次実務研修会を 1 回以上受講し、実務研修会修了証書を取得していただくことが必要であるとしてきました。これは、単純に 3 年間に 1 回以上受講（修了）すれば良いとの主旨ではなく、原則 3 年間で 1 回以上受講している届出済証明書の有効期間を一つの区切りとして、申請取次実務研修を 1 回以上受講（修了）し、適切な申請取次業務の遂行に必要な知識等の維持・向上を求めめるものです。

実務研修会修了証書の発行日から 3 年以内であっても、一度、更新手続きを使用した修了証書は、次回の更新時には使用することができません。「理由書」によって更新手続きを行った方は、理由書に基づき事後の研修受講に加え、次回更新時までの期間内に改めて実務研修会を受講していただくことが必要です（別添①参照）。

なお、届出済証明書の有効期間が 3 年未満とされている方（例：在留期間が 3 年未満の外国籍会員等）については、3 年未満の有効期間毎に申請取次実務研修会を受講を求められるのではなく、届出済証明書の有効期限から遡って 3 年間に 1 回以上受講した実務研修会修了証書を複数回使用できるとした取扱いは従前どおりです（令和 3 年 4 月 12 日付・日行連発第 35 号の別添②参照）。その他、ご不明な点があればお問合せください。

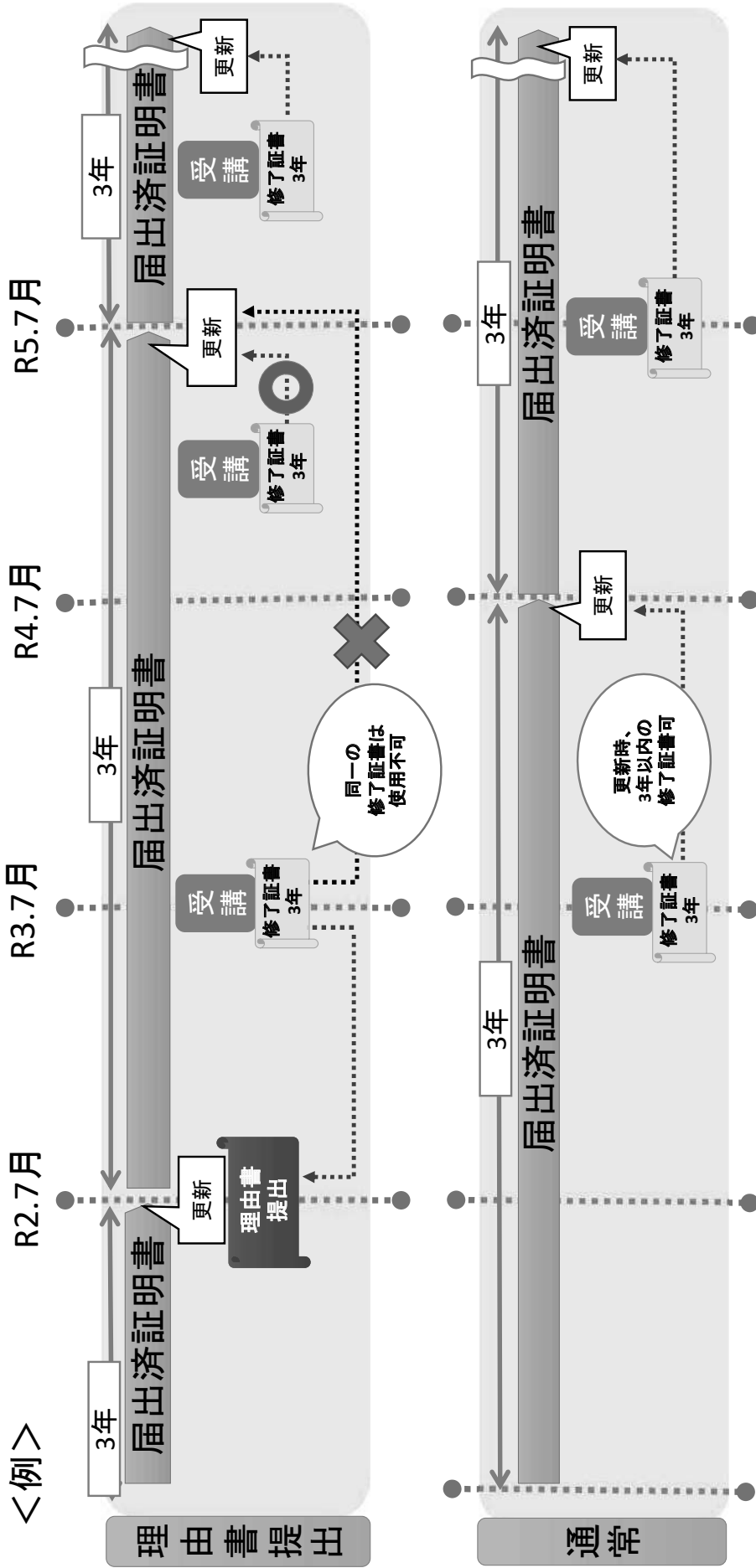
2. 留意事項とお願い

前述のとおり、実務研修会修了証書は原則として、発行日から 3 年以内に有効期限が到来する届出済証明書の更新手続きに原則 1 回に限り使用することができますこととしていきます。

令和 2 年度及び令和 3 年度中に「理由書」による更新手続きを行った会員による次回更新申出の際には、会員が提出する修了証書（写し）について、以前提出されたもの（理由書の事後受講分）と重複することがないように、ご確認をお願いいたします。

なお、令和 4 年 7 月 20 日付・日行連発第 470 号のご案内のとおり、すでに届出済証明書をお持ちの方の更新手続には、実務研修会（更新）の修了証書に加えて、1 年以内に発行された事務研修会（新規）の修了証書も使用できるとした特例措置を講じております。各会員より提出があまりまじら、引き続きのご対応をお願いいたします。

届出済証明書の更新手続きにおける理由書提出者の実務研修会修了証書の取扱い



令和5年度 行政書士申請取次関係研修会／日程表

研修区分	受講期間	開催案内 (日行連HP詳細発表)	申込期間	修了証書発送予定日	結果通知発送予定日 (基準未到達者のみ)
1 実務研修会 (更新)	4月14日(金)～4月24日(月)	2月中旬	3月3日(金)～3月9日(木)	5月10日(水)	5月16日(火)
2 事務研修会 (新規)	6月23日(金)～7月3日(月)	4月下旬	5月12日(金)～5月19日(金)	7月24日(月)	-
3 実務研修会 (更新)	8月9日(水)～8月18日(金)	6月上旬	6月28日(水)～7月4日(火)	8月31日(木)	9月6日(水)
4 事務研修会 (新規)	9月11日(月)～9月21日(木)	7月上旬	7月28日(金)～8月3日(木)	10月12日(木)	-
5 実務研修会 (更新)	10月20日(金)～10月30日(月)	8月中旬	9月7日(木)～9月13日(水)	11月13日(月)	11月20日(月)
6 事務研修会 (新規)	11月21日(火)～12月1日(金)	9月下旬	10月12日(木)～10月18日(水)	12月21日(木)	-
7 実務研修会 (更新)	令和6年 1月24日(水)～2月2日(金)	11月中旬	12月7日(木)～12月13日(水)	令和6年 2月16日(金)	令和6年 2月22日(木)
8 事務研修会 (新規)	令和6年 2月22日(木)～3月4日(月)	12月下旬	令和6年 1月11日(木)～1月17日(水)	令和6年 3月25日(月)	-

○開催方法

各会員が個々の端末(パソコン・タブレット・スマートフォン)から中央研修所研修サイトにアクセスし、VOD(ビデオ・オン・デマンド)システムに登録されたビデオ講座を受講する形式です。所定の期間内であればいつでも、何度でも御自宅や事務所にて聴講可能です。

○研修会の区分

- ・「事務研修会」は、入国・在留手続関係の申請取次を新規に行うことを希望する行政書士を主な対象とする研修会です。
- ※すでに届出済証明書の交付を受けている方もお申込みいただけます。本取扱いは、令和4年8月より、届出済証明書の交付を受けている行政書士の更新手続きにおいて、事務研修の修了証書を使用できることとする特例措置によるものです。
- ・「実務研修会」は、地方出入国在留管理局より届出済証明書の交付を受けていて、更新を希望する行政書士を主な対象とする研修会です。

○修了証書の発送について

事務研修会…課題提出締切後、結果通知とあわせて基準に到達された方には修了証書を同封して発送いたします。
実務研修会…課題提出締切後、一律に修了証書を発送しますが、審査の結果、基準に未到達であった方のみ別途、日行連から御連絡いたします。

○留意点

- ・上の表は現時点の予定であり、変更される場合があります。
- ・各研修会の申込等の詳細については、日行連ホームページ及び会員専用サイト「連con」にて御案内いたしますので、御確認いただきますようお願いいたします。

所持する届出済証明書の有効期間を経過した場合は、再度行政書士申請取次事務研修会(新規)を受講していただくこととなりますので、十分御留意ください。

お知らせ

長野県行政書士会会則施行規則の一部改正について

(令和5年6月29日理事会議決)

(改正理由)

行政書士の社会的地位の向上を図るため、業務対策推進体制を強化するとともに、広報活動関連業務の一体的な推進を目的として、「広報業務対策部」を設置する。(広報部、業務対策部は廃止する。)

○長野県行政書士会会則施行規則(昭和61年4月1日)を次のように改正する。

改正案	現行
<p>(業務組織)</p> <p>第11条 会則第52条の2の規定により、本会業務の適正な運営を図るため、次に掲げる組織を置く。また、必要に応じて特別委員会を置くことができる。</p> <p>(1) 正副会長会</p> <p>(2) ～ (9) 略</p> <p>(10) <u>広報業務対策部</u></p> <p>(11) <u>長野県行政書士紛争解決センター</u></p> <p>(12) <u>長野県外国人材受入企業サポートセンター</u></p> <p>(13) <u>デジタル推進特別委員会</u></p>	<p>(業務組織)</p> <p>第11条 会則第52条の2の規定により、本会業務の適正な運営を図るため、次に掲げる組織を置く。また、必要に応じて特別委員会を置くことができる。</p> <p>(1) 正副会長会</p> <p>(2) ～ (9) 略</p> <p>(10) 広報部</p> <p>(11) 業務対策部</p> <p>(12) 長野県行政書士紛争解決センター</p> <p>(13) 長野県外国人材受入企業サポートセンター</p> <p>(14) デジタル推進特別委員会</p>
<p>(業務分掌等)</p> <p>第12条 前条の規定による組織の業務分掌は、次のとおりとする。</p> <p>(1) ～ (9) (略)</p>	<p>(業務分掌等)</p> <p>第12条 前条の規定による組織の業務分掌は、次のとおりとする。</p> <p>(1) ～ (9) (略)</p>

(10) 広報業務対策部

- ① 会報の発行、ホームページの管理
その他広報活動に関する事項
- ② 行政書士制度の推進及び啓発、並びに
行政書士法及び関係士業の法規に関する調
査、研究、伝達に関する事項
- ③ 会員の業務品質の向上及び業務提供に
おける適正な報酬の調査及び指導に関する
事項
- ④ 関係各部等との連携により、行政書士
の職域の確保及び新規業務の拡充に関する
事項
- ⑤ 非行政書士の排除に関する事項

(11) 長野県行政書士紛争解決センター

(以下略)

(12) 長野県外国人材受入企業サポート
センター

(以下略)

(13) デジタル推進特別委員会

(以下略)

附 則

- 1 この規則は、昭和61年4月1日から施行
する。
(以下略)

附 則

この規則は、令和5年6月29日から施行
する。

(10) 広報部

- ① 会報の発行、ホームページの管理
その他広報活動に関する事項

(11) 業務対策部

- ① 行政書士制度の推進及び啓発、並びに
行政書士法及び関係士業の法規に関する調
査、研究、伝達に関する事項
- ② 会員の業務品質の向上及び業務提供に
おける適正な報酬の調査及び指導に関する
事項
- ③ 関係各部等との連携により、行政書士
の職域の確保及び新規業務の拡充に関する
事項
- ④ 非行政書士の排除に関する事項

(12) 長野県行政書士紛争解決センター

(以下略)

(13) 長野県外国人材受入企業サポート
センター

(以下略)

(14) デジタル推進特別委員会

(以下略)

附 則

- 1 この規則は、昭和61年4月1日から施行
する。
(以下略)

職務上請求書払い出しに関する運用について

長野県行政書士会

日本行政書士会連合会職務上請求書の適正な使用及び取扱いに関する規則（以下「規則」という。）第36条規定に基づき使用済み職務上請求書の確認及び職務上請求書の払出条件等について次のとおり運用する。

1. 職務上請求書払出し（購入）のスケジュール

原則毎月第1・3水曜日までに事務局に郵送または持参されたものについて受付

受付翌日（原則毎月第1・3木曜日）役員による内容確認

役員による確認で問題が無ければ、受付翌々日（原則第1・3金曜日）払い出し

※第1・3水曜日が祝・休日の場合は当該祝・休日直前の事務局執務日までに郵送または持参されたものを受付し、役員確認は当該祝・休日の翌事務局執務日、払い出しは役員の確認日の翌日とする。

2. 申込み・受取方法及び代金支払い方法

○申込み方法

（※使用済み職務上請求書の確認の必要がない場合（新規登録者等）は、即日払出し可能とする）

郵送による申込み：レターパックライトまたはプラスにて事務局宛郵送

来所による申込み：事務局に持参（行政書士証票提示）

※法人会員は法人名・法人の職印を押印のうえ申込み

○受取方法

郵送による受取：返送用レターパックプラス（ライトは不可）を同封すること。事務局から登録事務所宛送付

来所による受取：事務局にて行政書士票提示のうえ受取

○代金支払方法

郵送による受取：返送用レターパックに同封する郵便振替用紙にて職務上請求書代金及び返送用レターパック代金を支払い

来所による受取：事務局にて現金払い

3. 申込時に必要な書類

・購入申込書 ・誓約書 ・使用済みの職務上請求書

・日行連が実施する一般倫理研修受講修了証（日行連による一般倫理研修開始以降から適用）

・来所の場合は行政書士証票、郵送の場合は行政書士証票のコピー

4. 購入が出来ない者

・前月分までの会費について完納されていない者 ・補助者

・使用人行政書士 ・規則第35条の購入及び使用の禁止に該当する者

5. 使用済み請求書の確認による払出の可否は下記による

別紙確認表によりチェックを行い、対応方法A, B, Cを選択することとし、各項目の対応は次のとおりとする。A：払出可 B：確認役員による電話等で注意・確認を行い問題なければ払出可

問題があると思われる場合はCに移行 C：不正または重大な過誤が懸念されるため呼出により役員による聴取を行い問題なければ払出可、問題があれば綱紀案件に移行

6. 運用に記載のない事項は規則に従う。

この運用は令和5年6月29日以降の払い出しに適用する。

※職務上請求書使用済み控え役員確認日は、本会ホームページにて公開いたします。

会員の皆様へ

日本行政書士会連合会

令和5年8月31日より

1. 一般倫理研修の受講が“義務”となります。

2. 職務上請求書の購入時に一般倫理研修の修了証が必要となります。

○概要

令和3年の職務上請求書の不正使用による事件を契機として、再発防止を徹底するため、国家資格者たる行政書士の素養の一つとして必要な倫理について、それを養い維持するための研修の受講を“義務”とする会則改正がなされました（日本行政書士会連合会会則 62 条の2 第三号）。倫理研修の実施のために必要な事項は、日本行政書士会連合会倫理研修規則により定められました（令和5年8月31日施行）。

○研修科目

①行政書士法及び関係法令 ②人権 ③職業倫理 ④職務上請求書の適正使用

○受講方法

中央研修所研修サイト (<https://gyosei.informationstar.jp/>)
で提供されるビデオ・オン・デマンド（VOD）コンテンツを視聴していただきます



中央研修所研修サイトへのアクセスはこちら→

※視聴にはPC・スマートフォン等が必要です。

※中央研修所研修サイト（VOD）での受講が困難な場合は、ご所属の単位会にご相談ください。

※初回は、ID、パスワードの発行が必要です。

3月15日より配信開始

○受講期限（初回）

①令和5年8月31日時点で会員である者

令和6年3月31日までに受講し、修了する。

②令和5年8月31日以降新規に登録を受けた者

登録月の翌月初日から起算して3か月以内に受講し、修了する。

例：令和5年10月1日に登録した者 → 令和6年1月31日まで

<参考（次回期限）>

修了日の5年後の日が属する年度の3月31日

例：令和5年9月1日に修了した場合⇒令和11年3月31日

※ただし、令和5年3月31日までに修了した場合は、令和11年3月31日とする。

VOD 研修受講の流れ

- ① 中央研修所研修サイトへログイン。
(<https://gyosei.informationstar.jp/>)
※初回は ID、パスワードの発行が必要。
※「ID、パスワード申込」より申込してください。



中央研修所研修サイトはこちら
3月15日より配信開始



- ② 「講座一覧」から「一般倫理研修」を選択し、最後まで視聴（約3時間）。
- <受講指定科目>
- ① 「行政書士法及び関係法令」
 - ② 「人権」
 - ③ 「職業倫理」
 - ④ 「職務上請求書の適正使用」



※4科目すべてを受講したのち、テストを受講する必要があります。各科目の動画内にキーワードが一つずつ散りばめられておりますので、ご注意ください。



- ③ すべての講座を視聴後、テストを受講。

※すべての講座の視聴率を100%にする必要があります。
※テストに合格しないと修了証が発行できません。



- ④ テスト合格後、「修了証発行」をクリックして研修修了。

※修了証は職務上請求書の購入時に必要となります。
※必要に応じてご自身のプリンターで印刷してください。



※より詳細な流れについては、会員サイト連 con に掲載している「中央研修所研修サイト利用マニュアル（一般倫理研修）」をご確認ください。

長野県行政書士会
個人会員・法人会員 各位

長野県行政書士会
会 長 和田英幸
広報業務対策部長 吉田靖史

会員名簿掲載内容の確認について

標記の件について、本会では今年度令和5年度版会員名簿を作成し、会員各位に配布いたします。

つきましては、会員名簿への掲載内容について全会員に確認したいと思っておりますので、下記の欄に記入の上、本会事務局へ8月17日までにFAX又はEメールにてご連絡ください。(連絡が無い場合は、これまでに本会に報告されている情報を掲載します。)

本会事務局 FAX 026-224-1305

Eメール gn-nagano@gaea.ocn.ne.jp

なお、この連絡をもって行政書士法第6条の4所定の変更登録申請とは扱いません。事務所所在地等を変更した会員は、すみやかに申請することが義務付けられています。

支部名 _____

氏 名 _____

会員番号 入会年月日	登録番号 登録年月日	氏 名 事務所名称	〒事務所所在地 Eメールアドレス	電話番号 FAX	主要業務
					行政書士以外の 類似資格
			〒		

※記載上の注意

主要業務例

建設…建設業、農地…農地法、廃棄…廃棄物、風営…風営・飲食、国際…国際業務、
運輸…運輸交通、相続…相続業務、成年…成年後見、法人…法人関連手続

※主要業務は、上記業務例から6業務お選び下さい。

行政書士以外の類似資格の凡例

税理…税理士、司法…司法書士、土地…土地家屋調査士、建築…建築士、社会…社会保険労務士、
宅地…宅地建物取引士、公認…公認会計士、不動…不動産鑑定士、弁理…弁理士、測量…測量士、測補…測量士補、1級…1級建築士

※行政書士以外の類似資格については、従来6種記載しておりましたが、システムの変更により令和3年度版会員名簿より2種記載となりますので、ご了承下さい。



令和5年度行政書士試験のご案内

- 1 試験日及び時間 令和5年11月12日（日） 午後1時～午後4時まで
- 2 試験会場
 JA長野県ビル 長野市南長野北石堂町1177-3
 松本歯科大学 塩尻市広丘郷原1780
- 3 受験手数料 10,400円

令和5年度
行政書士試験

試験日：令和5年11月12日（日）

試験案内・受験票書の配布期間

窓口配布	令和5年 7/24月	令和5年 8/25金
郵送配布	令和5年 7/24月	令和5年 8/18金

受験票書の受付期間

インターネット受付	令和5年 7/24月	令和5年 8/22火
郵送受付	令和5年 7/24月	令和5年 8/25金

受験資格
年齢、学歴、国籍等に関係なく、どなたでも受験できます。

合格発表
令和6年 1/31水

問合せ先
総務大臣指定試験機関 一般財団法人行政書士試験研究センター
☎ 03-3263-7700 (試験専用照会ダイヤル) <https://gyosei-shiken.or.jp>

職務上請求書の適正な使用及び取扱いに関するお願い

行政書士は、誠実にその業務を行うとともに、行政書士の信用又は品位の保持に努めなければなりません。

特に職務上請求書の使用にあたっては、戸籍法及び住民基本台帳法の規定により、行政書士等の資格者が職務上必要である場合に限り行使できるとされており、限られた資格者にのみ認められた国民利便のための制度であるため、個人情報保護、人権の擁護などの観点からも高い倫理意識に基づいた厳正な取扱いが求められ、職務上請求書の偽造、不正使用、人権侵害のおそれがある戸籍等の取得は決して許されることではありません。

会員の皆様におかれましては、「戸籍法」、「住民基本台帳法」、「行政書士法」、日行連の「職務上請求書の適正な使用及び取扱いに関する規則等」の趣旨を十分に理解され、適正な使用及び厳格な取扱いに努めて頂きますよう、よろしくお願い申し上げます。

なお、職務上請求書の払出し方法につきましては、本会事務局へお問い合わせください。

幹 旋 物 一 覧

品 名	価 格	備考
行政書士 徽章 (ネジ)	3,000円	送料実費
行政書士 徽章 (タイタック)	3,000円	〃
事 件 簿 用 紙	300円	〃
領 収 書	700円	〃
戸籍 謄 本 等 職 務 上 請 求 書 (新様式・A 4版)	800円	「職務上請求書払い出しに関する運用」(35頁掲載)に基づき払い出したします。 送料実費
自 然 公 園 法 の 手 引	1,000円	〃
新会社法パート2 (H18. 8. 11)	1,500円	〃

長野県収入証紙の販売について

本会では、長野県収入証紙を販売しております。

購入方法は、事務局へお申し込みをいただき、現金または請求払いの何れかの方法で購入していただけます。

購入方法等の詳細については、長野県収入証紙売りさばき取扱規程をご覧ください。事務局にお問い合わせください。

なお、年間10万円以上購入されますと、年度末に約1パーセントを還元しておりますので、是非ご利用をお願いします。

会員専用ページのID・パスワードについて

本会ホームページの研修会情報、業務資料等が掲載されている「会員専用ページ（会員へのお知らせ）」を閲覧するためには、ログイン用の「ユーザー名（ID）」と「パスワード」が必要になります。会員登録していただきますと、研修情報が登録のメールアドレスへ自動配信され、研修会の申し込みが可能となりますので、ぜひご登録をお願いいたします。

0. 初回ログイン

パスワードは全員共通しているため、初回ログイン時はパスワードの再設定が必要になります。

1. 会員専用ページ

IDとパスワードを入力します。

ログインID：会員番号
パスワード：password

※日行連発行の「登録番号」ではありません。
長野会発行の「会員番号」となりますので、会員証をご確認ください。

2. 会員仮登録ページ

受信できるメールアドレスを入力してください。
入力したメールアドレス宛に「パスワード設定」の案内メールが届きます。

3. パスワード再登録メール

パスワード再登録用のアドレスが記載されたメールが届きます。

[再登録アドレス]
クリックするとパスワード再登録ページが開きます。

4. 会員本登録ページ

新しいパスワードを入力します。
次回以降、設定したパスワードでログインをします。
忘れないように管理してください。

会 議 報 告

□日行連一般倫理研修受講管理 マニュアルに係る説明会（zoom）

- 1 と き 令和5年3月22日(水)
- 2 出席者 松島総務部長
- 3 内 容
(1) 一般倫理研修受講管理マニュアルの解説
(2) 単位会や会員からよくある質問への回答

□外国人材受入企業サポートセンター 設置事業業務令和4年度完了報告書 提出及び完了検査

- 1 と き 令和5年3月31日(金)
- 2 と ころ 長野市、県労働雇用課
- 3 出席者 赤羽センター長、春日国際部長

□中間監査

- 1 と き 令和5年4月11日(火)
- 2 と ころ 長野市、会館
- 3 出席者 香山監事、山本会長・政連会長、
松島総務部長、赤羽政連幹事長

4 監査執行状況

令和4年12月1日から令和5年3月31日までの業務推進状況及び、一般会計、斡旋物特別会計の収入・支出状況について、並びに長野県行政書士政治連盟の収入・支出状況について、関係帳簿、証拠書類、預金通帳等により監査が行われた。

監査結果については、4月13日開催の理事会及び幹事会で監事から適正に処理されている旨報告がなされた。

□表彰選考会議

- 1 と き 令和5年4月11日(火)
- 2 と ころ 長野市、会館
- 3 出席者 山本会長、赤羽（康）、松島、荻原、
赤羽（公）各副会長

4 会議事項

- (1) 令和5年度表彰者の選定について

- (2) その他

□理事会

- 1 と き 令和5年4月13日(木)
- 2 と ころ 長野市、会館
- 3 出席者 山本会長、赤羽（康）、松島、荻原、
赤羽（公）各副会長、上島、久保田、小野、奈良木、三浦、和田、
鈴木、廣瀬各理事、香山監事

4 会議事項

- (1) 令和4年度事業報告及び決算について（監査報告）
- (2) 令和5年度事業計画（案）と予算（案）について
- (3) 令和5年度表彰者の決定について
- (4) 令和5年度定時総会等の進行計画（案）について
- (5) その他

□長野県弁護士会役員就任披露宴

- 1 と き 令和5年4月19日(水)
- 2 と ころ 長野市、ホテル犀北館
- 3 出席者 赤羽（公）副会長、和田ADRセンター長

□選挙管理委員会

- 1 と き 令和5年4月24日(月)
- 2 と ころ 長野市、会館
- 3 出席者 宮下委員長、常盤副委員長、齊藤、
田上、古谷各委員

4 会議事項

- (1) 令和5年度会長選挙立候補者について
- (2) 会長選挙事務について
- (3) その他

□北信支部総会

- 1 と き 令和5年4月28日(金)
- 2 と ころ 長野市、会館

3 出席者 山本会長

前日行連会長遠田和夫先生
旭日中綬章受章祝賀会

- 1 と き 令和5年4月29日(土)
- 2 と ころ 佐賀市、ガーデンテラス佐賀ホテル&リゾート
- 3 出席者 山本会長

関東地区土地政策推進連携協議会
通常総会 (Teams)

- 1 と き 令和5年5月8日(月)
- 2 出席者 奈良木農林建設部長
- 3 議 題
 - (1) 規約の変更等について
 - (2) 令和4年度事業報告について
 - (3) 令和5年度事業計画(案)について

総務部会

- 1 と き 令和5年5月16日(火)
- 2 と ころ 長野市、会館
- 3 出席者 山本会長、松島部長、三浦副部長、五味、大前各部員
- 4 会議事項
 - (1) 令和5年度定時総会等の運営について
 - (2) 行政書士一般倫理研修について
 - (3) その他

総会等運営会議

- 1 と き 令和5年5月18日(木)
- 2 と ころ 長野市、会館
- 3 出席者 正副会長、各部長・センター長・委員長、総務副部長、総務部員、政連副会長、小口、東谷各会員
- 4 会議事項
 - (1) 令和5年度定時総会等の運営について
 - (2) その他

外国人材受入企業サポートセンター
設置事業業務4月分報告書提出

- 1 と き 令和5年5月18日(木)
- 2 と ころ 長野市、県労働雇用課

3 出席者 赤羽センター長、春日副センター長

長野県土地家屋調査士会総会

- 1 と き 令和5年5月18日(木)
- 2 と ころ 千曲市、圓山荘
- 3 出席者 荻原副会長

（一社）長野県資源循環保全協会
通常総会

- 1 と き 令和5年5月18日(木)
- 2 と ころ 長野市、ホテルメトロポリタン長野
- 3 出席者 松島副会長

長野県司法書士会総会

- 1 と き 令和5年5月19日(金)
- 2 と ころ 長野市、ホテル犀北館
- 3 出席者 赤羽(公)副会長

一日合同行政相談所

- 1 と き 令和5年5月31日(水)
- 2 と ころ 松本市、井上百貨店
- 3 出席者 中信支部依田麻衣子会員

正副会長会議・関係機関への
挨拶回り

- 1 と き 令和5年6月5日(月)
- 2 と ころ 長野市、会館
- 3 出席者 和田会長、荻原、上島、二瓶、松島各副会長
- 4 会議事項
 - (1) 行政書士会の人事について
 - (2) 会務全般について
 - (3) その他

日行連定時総会

- 1 と き 令和5年6月15日(木)、16日(金)
- 2 と ころ 東京都、東京プリンスホテル
- 3 出席者 和田会長、荻原、上島、二瓶、松島各副会長

□日行連関地協会計監査・会長会議

- 1 と き 令和5年6月22日(木)
- 2 と ころ 宇都宮市、ホテルニューイタヤ
- 3 出席者 山本前会長
- 4 会長会議題
 - (1) 令和4年度事業報告及び決算報告について
 - (2) 令和5年度事業計画(案)及び収支予算(案)について
 - (3) その他の事項

□理事会

- 1 と き 令和5年6月29日(木)
- 2 と ころ 千曲市、ホテル圓山荘
- 3 出席者 和田会長、荻原、上島、二瓶、松島各副会長、渡邊、土屋、五味、吉田、木下、飯塚、小野、友渕、三浦、鈴木、良川、涌井、大前各理事
- 4 会議事項
 - (1) 部長、副部長、部員の選任について
 - (2) その他

□合同会議

- 1 と き 令和5年6月29日(木)
- 2 と ころ 千曲市、ホテル圓山荘
- 3 出席者 正副会長、理事、綱紀委員、各部員、各委員
- 4 会議事項
 - (1) 部長、副部長、部員の選任について
 - (2) その他

□総務部会

- 1 と き 令和5年6月29日(木)
- 2 と ころ 千曲市、ホテル圓山荘
- 3 出席者 鈴木部長、平林副部長、井上、藤井各部員
- 4 会議事項
 - (1) 令和5年度事業計画について
 - (2) 行政書士一般倫理研修について
 - (3) その他

□農林建設部会

- 1 と き 令和5年6月29日(木)
- 2 と ころ 千曲市、ホテル圓山荘
- 3 出席者 上島部長、藤澤副部長、田嶋、奈良木各部員
- 4 会議事項
 - (1) 令和5年度事業計画について
 - (2) その他

□運輸交通部会

- 1 と き 令和5年6月29日(木)
- 2 と ころ 千曲市、ホテル圓山荘
- 3 出席者 良川部長、中塚副部長、竹内部員
- 4 会議事項
 - (1) 令和5年度事業計画について
 - (2) その他

□国際部会

- 1 と き 令和5年6月29日(木)
- 2 と ころ 千曲市、ホテル圓山荘
- 3 出席者 三浦部長、春日副部長、八幡部員
- 4 会議事項
 - (1) 令和5年度事業計画について
 - (2) その他

□環境生安部会

- 1 と き 令和5年6月29日(木)
- 2 と ころ 千曲市、ホテル圓山荘
- 3 出席者 小野部長、金井副部長、和田部員
- 4 会議事項
 - (1) 令和5年度事業計画について
 - (2) その他

□研修部会

- 1 と き 令和5年6月29日(木)
- 2 と ころ 千曲市、ホテル圓山荘
- 3 出席者 高木部長、五味副部長、飯塚、涌井各部員
- 4 会議事項
 - (1) 令和5年度事業計画及び予算について
 - (2) 特定行政書士法定研修について

- (3) その他

□法務部会

- 1 と き 令和5年6月29日(木)
- 2 ところ 千曲市、ホテル圓山荘
- 3 出席者 柳澤部長、木内、木下各部員
- 4 会議事項
(1) 令和5年度事業計画について
(2) その他

□広報業務対策部会

- 1 と き 令和5年6月29日(木)
- 2 ところ 千曲市、ホテル圓山荘
- 3 出席者 吉田部長、柳澤副部長、五味、友淵、大前各部員
- 4 会議事項
(1) 令和5年度事業計画及び予算について
(2) 会報160号について
(3) 会員名簿の発行について
(4) 行政書士制度広報月間について
(5) その他

□ADRセンター会議

- 1 と き 令和5年6月29日(木)
- 2 ところ 千曲市、ホテル圓山荘
- 3 出席者 二瓶センター長、渡邊副センター長、深澤運営委員
- 4 会議事項
(1) 令和5年度事業計画及び予算について
(2) その他

□外国人材受入企業サポートセンター会議

- 1 と き 令和5年6月29日(木)
- 2 ところ 千曲市、ホテル圓山荘
- 3 出席者 赤羽センター長、三浦副センター長、春日、吉田、八幡、西澤各部員
- 4 会議事項

- (1) 令和5年度事業計画について
- (2) その他

□デジタル推進特別委員会

- 1 と き 令和5年6月29日(木)
- 2 ところ 千曲市、ホテル圓山荘
- 3 出席者 土屋委員長、涌井副委員長、岡田、大澤、小池各部員
- 4 会議事項
(1) 令和5年度事業計画について
(2) その他

□綱紀委員会

- 1 と き 令和5年6月29日(木)
- 2 ところ 千曲市、ホテル圓山荘
- 3 出席者 坂本委員長、宮嶋副委員長、木内職務代理者、奈良木、宮本各委員
- 4 会議事項
(1) 綱紀委員長、副委員長、職務代理者の互選について
(2) その他

□令和5年度行政書士試験実施に係る説明会

- 1 と き 令和5年7月7日(金)
- 2 ところ 東京都、全国町村議員会館
- 3 出席者 二瓶副会長、鈴木総務部長

□支部長会議

- 1 と き 令和5年7月10日(月)
- 2 ところ 長野市、会館
- 3 出席者 和田会長、二瓶副会長、渡邊、赤羽、木下、小野各支部長、小西北信副支部長
- 4 会議事項
(1) 支部再編の検討について
(2) その他



会長就任あいさつ

長野県行政書士政治連盟

会長 和田 英幸

このたび、長野県行政書士政治連盟会長に就任いたしました和田英幸です。どうぞよろしくお願いたします。

私たちは、行政書士の資格のもとに業務を行い生活の糧にしております。また、その使命は、広く国民の信頼の上に、国民と行政の間に立ち、国民の権利を擁護するとともに、義務の履行に寄与することを倫理綱領において謳っております。

その使命を全うするために、私たちは、本会の要請を受け行政書士を取り巻く関係法の改正、行政手続や窓口業務の改善等について、行政機関に対しての働きかけや国会議員や県議会議員等地方議員への政治的働きかけは要望実現への必要な活動計画を立案し、総会、幹事会で審議していただき承認を得て活動しております。

コロナ禍において対面を要しないオンラインによる電子申請や電子データによる書類の提出など行政書士業務に大きな変化が生じてきました。今後、こうした社会情勢に敏感に反応し、我々は行政書士法改正を通じて行政のデジタル化に対応していかなければなりません。政治連盟の活動は行政書士制度を継続発展させるために重要な役割を担っているといえます。

兼業士業の会員の皆様の中には、スタンスの置き方により、行政書士会と他士業との相反する利益を抱える場面が出てくることもあるかと存じますが、士業間の垣根については、それぞれの立場の中で良好な関係を築いていくことも必要になります。こうしたことは本会とともに政連でも士業間の横のつながりをもっていくことが大切であると考えます。

いずれにしましても、政連の活動は、行政書士の資格をお持ちで行政書士業務に携わる全ての会員に等しく利益のある活動をしていることのご理解をいただき、その活動資金となる会費の納入をお願いしているところでございます。

一方で、会費の使い方については、幹事会において報告し、監事の監査を受け、適切な使い方をすることも政連としての義務でありますので、今後も、会費については大切に使用させていただきます。

行政書士政治連盟のこうした活動に対して、会員皆様方のご理解をいただき、会員全員の皆様からの会費納入をいただければ幸いです。これからも国民の信頼に応え業務が円滑に進められる環境整備と行政書士会の益々の発展のために本会と連携し活動してまいりますのでご協力よろしくお願い申し上げます、会長就任のごあいさつといたします。

定期大会開催報告

令和5年度定期大会が5月26日（金）午後3時10分より、長野市のホテル国際21で開催されましたのでご報告いたします。

- 1 司 会 三浦総務副部長
- 2 正副議長 議長 東谷 龍也代議員（南信支部）
副議長 小口 敬子代議員（諏訪支部）
- 3 議事録署名人 藤澤楨佑代議員（北信支部）、良川泰章代議員（北信支部）

4 議案審議

第1号議案	令和4年度事業報告	賛成多数により可決承認されました。
第2号議案	令和4年度決算報告	賛成多数により可決承認されました。
第3号議案	令和5年度運動方針（案）	賛成多数により可決承認されました。
第4号議案	令和5年度予算（案）	賛成多数により可決承認されました。
第5号議案	役員を選任	下記の者が選任されました。（敬称略）

会 長

北信支部 和田 英幸

副会長

東信支部 荻原 政吉
諏訪支部 上島 聡
中信支部 松島 茂行

幹事長

南信支部 二瓶 裕史

幹 事

東信支部	渡邊 博昭	土屋 勝浩
諏訪支部	木村 和彦	五味 直美
南信支部	吉田 靖史	木下 茂
中信支部	飯塚 肇	小野 清仁
	友渕 大	三浦 洋子
北信支部	鈴木 潤	良川 泰章
	涌井 史明	大前進一郎

会計監事

諏訪支部 藤森ひろ子
北信支部 廣瀬 繁



開会のことば（土屋副会長）



新役員あいさつ

会 員 の 動 き

※個人情報保護のため掲載事項を省略いたしました。

—入会者— 個人会員

所属支部	入会登録年月日	氏名	事務所 (市町村名のみ)	所属支部	入会登録年月日	氏名	事務所 (市町村名のみ)
諏訪支部	5. 4. 2	田口 雅弘	諏訪市	諏訪支部	5. 4. 2	濱 達也	茅野市
東信支部	5. 4. 2	黒岩 希	佐久市	北信支部	5. 4. 15	藤本 裕	須坂市
北信支部	5. 4. 15	西澤 尚紘	長野市	北信支部	5. 4. 15	吉原 茂	長野市
諏訪支部	5. 5. 1	平出 裕一	諏訪郡富士見町	北信支部	5. 5. 1	町田 佑介	長野市
東信支部	5. 5. 1	塚原 忠一	上田市	北信支部	5. 5. 1	深澤 昌幸	長野市
東信支部	5. 5. 1	的場 有輝	小県郡青木村	北信支部	5. 5. 1	小田切廣義	長野市
中信支部	5. 5. 15	丸山 昌幹	松本市	北信支部	5. 5. 15	和田健太郎	長野市
中信支部	5. 5. 15	小林 あき	安曇野市	北信支部	5. 6. 1	小林 千春	千曲市
北信支部	5. 6. 1	倉藤 乃輔	長野市	諏訪支部	5. 7. 1	湯本 泰子	岡谷市
中信支部	5. 7. 1	宮下 浩	松本市				

—退会者—

所属支部	氏名	退会年月日	所属支部	氏名	退会年月日	所属支部	氏名	退会年月日
東信支部	山嵜 安久	5. 3. 7	南信支部	河野 克己	5. 3. 14	諏訪支部	古田 京平	5. 3. 31
中信支部	栗幅佳代子	5. 3. 31	北信支部	小畑 安市	5. 3. 31	東信支部	井出 玄夫	5. 3. 31
諏訪支部	佐藤 幸三	5. 3. 31	東信支部	林 利夫	5. 3. 31	東信支部	西澤 幸雄	5. 3. 31
北信支部	林部光次郎	5. 3. 31	北信支部	山口 大介	5. 3. 31	東信支部	長坂 秀人	5. 4. 30
北信支部	青木 哲郎	5. 5. 31	南信支部	相馬 相治	5. 5. 31	諏訪支部	笠原 静剛	5. 6. 26
中信支部	宮川 知也	5. 6. 29	中信支部	小林 徹	5. 6. 30			

—単体会変更—

東京都行政書士会より移転 (R5. 7. 1) 東信支部 佐藤 英樹 (佐久市)

ご 逝 去

謹んで、ご冥福をお祈りいたします。

内 堀 臣 規 殿 (東信)
令和5年3月

金 子 和 照 殿 (東信)
令和5年5月

編 集 後 記

暑中お見舞い申し上げます。

和田英幸新会長の下、会則施行規則の一部改正を経て、「広報部」は「広報業務対策部」としてスタートしました。

これにより会報の発行や対外的な広報活動だけでなく、行政書士の職域の確保及び新規業務の拡充、非行政書士の排除に関する事項を掌ることになります。

広報の活動については、会報の発行方法の見直しや広報の媒体の取捨選択などを会長より示された事業方針に従い進めてまいります。

会員のみなさまには広報業務対策部の活動にご理解ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

(広報業務対策部長 吉田 靖史)



このポスターは、**宝くじ**の社会貢献広報事業として
助成を受け作成されたものです。

行政書士に相談しよう



青島明日香

行政書士は、さまざまな許認可や届出、遺言や相続、契約などの相談から書類作成まで全力でサポートします！



日本行政書士会連合会
Japan Federation of Certified Administrative Procedures Legal Specialists Associations
長野県行政書士会

後援：**総務省**
長野県



日本行政書士会連合会 公式ホームページ
36マサシム

令和4年度行政書士制度広報月間10月1日～10月31日

発行所 長野県行政書士会
〒380-0836 長野市南県町 1009-3
TEL 026 (224) 1300 FAX 026 (224) 1305
ホームページ <https://www.nagano-gyosei.or.jp>
メールアドレス gn-nagano@gaea.ocn.ne.jp
発行者 会長 和田 英幸
編集者 広報業務対策部長 吉田 靖史
印刷 三和印刷(株)

長野県内の企業・団体の皆さまの

外国人材の受け入れに関する 疑問・質問にお答えします！



日本行政書士会連合会
公式キャラクター ユキマサくん

たとえば・・・

技能実習生を受け入れるには
どうすればいいのだろうか…

外国人を雇用するとき
どんなルールが
あるんだろう…

外国人留学生を
採用するときの
注意点は？

新型コロナウイルスの
影響に対する支援策は
ありますか？

新しい在留資格の
『特定技能』って
どんな資格？



こんなときは、まずはお気軽にご相談ください

専門的知識を持った相談員（申請取次行政書士）が対応いたします
来所相談、電話相談のほか、出張相談も承ります

令和3年1月13日
開所！

長野県外国人材受入企業サポートセンター

電話 026-217-1471 FAX 026-217-1472

メール nagano-gsc@aroma.ocn.ne.jp

長野県長野市大字南長野南郷町1009-3 長野県行政書士会館内

相談時間 月曜日から金曜日（祝日・年末年始を除く）
9:00～16:00（事前予約制）

相談無料・秘密厳守



[詳しくはこちらから](#)

長野県外国人材受入企業サポートセンターは、長野県行政書士会が長野県の委託を受けて、県内企業・団体の皆さまからの外国人材受け入れに関するご相談に対応するために設置・運営するものです

